

平塚市環境基本計画

(2017年～2026年)

(中間見直し)



平塚市

『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち』の実現を目指して

平塚市は、神奈川県のおぼ中央に位置し、相模湾に面した海岸線、相模川と金目川の下流域に発達した平野、市域西部の丘陵地など、多様性に富んだ豊かな自然と温和な気候に恵まれたまちです。このような環境を生かし、工業、商業、農業、漁業など、幅広い分野にわたる経済活動が活発に続けられてきました。

平塚市では、2017年3月に、「平塚市環境基本計画（改訂版）」と「平塚市地球温暖化対策実行計画」を統合し、「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」を新たに策定しました。この計画では、『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』をめざすべき環境像として掲げ、環境の保全や創造に取り組んできました。

この計画策定から今日に至るまで、環境にかかわる問題はめまぐるしく変化しています。国は、2018年に気候変動適応法を制定し、気候変動のため頻発する異常気象への対策として、これまでの緩和策だけでなく適応策を推進する枠組みを整備しました。2020年には、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を掲げ、社会の脱炭素化に向けた動きを加速しています。

これらの流れを受け、平塚市は「平塚市環境基本計画」の中間年度である2021年度にこの計画を見直すとともに、「平塚市ゼロカーボンシティ」を宣言し、気候変動対策に積極的に取り組んでいきます。また、様々な環境問題の変化に対応して自然と人との共生を図り、循環型社会の形成と脱炭素化を進めるにあたり、国際連合が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の取組に対する目標達成に向け、環境分野の施策をより力強く推進します。

SDGsが目指す持続可能な社会を実現するには、行政による着実な施策の推進はいうまでもなく、市民・事業者の皆様による環境に配慮した行動も大切です。皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の中間見直しにあたり、熱心にご審議いただいた平塚市環境審議会の委員の皆様やパブリックコメントに貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

2022年3月

平塚市長 落合克宏

目次

| | (頁) |
|---------------------------------------|-----------|
| 第1章 本計画の基本的事項 ----- | 1 |
| 1 中間見直しの趣旨 ----- | 2 |
| 2 計画の目的 ----- | 2 |
| 3 計画期間 ----- | 2 |
| 4 計画の位置づけ ----- | 3 |
| 5 計画の対象範囲 ----- | 4 |
| 6 計画の推進主体 ----- | 5 |
| 7 計画の構成 ----- | 6 |
| 第2章 中間見直しの視点 ----- | 7 |
| 1 これまでの振り返り ----- | 8 |
| 2 平塚市を取り巻く状況 ----- | 12 |
| 3 中間見直しのポイント ----- | 16 |
| 4 環境の保全と創造にあたっての主要課題 ----- | 17 |
| 第3章 環境基本計画のめざすもの ----- | 21 |
| 1 めざすべき環境像 ----- | 22 |
| 2 基本方針 ----- | 23 |
| 3 めざすべき環境像の実現に向けて ----- | 24 |
| 第4章 重点テーマ ----- | 25 |
| 重点テーマ1：「環境市民」が活躍する地域づくり ----- | 27 |
| 重点テーマ2：自然環境が有する機能・魅力の活用 ----- | 28 |
| 重点テーマ3：脱炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会 ----- | 29 |
| 第5章 温室効果ガス削減目標 ----- | 31 |
| 第6章 環境の分野別の方針 ----- | 35 |
| 1 安全な生活環境を確保します ----- | 37 |
| 2 自然環境を保全・再生します ----- | 43 |
| 3 快適な都市環境を保全・創造します ----- | 51 |
| 4 地球環境保全へ貢献します ----- | 61 |
| 5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します ----- | 69 |
| 第7章 計画の推進 ----- | 75 |
| 1 推進体制 ----- | 76 |
| 2 進行管理のしくみ ----- | 77 |
| 3 事業計画による施策・事業の推進 ----- | 78 |

| | |
|--------------|-----------|
| 参考資料 | 79 |
| 1 平塚市環境基本条例 | 80 |
| 2 中間見直しの検討経過 | 86 |
| 3 用語解説 | 90 |

本文中で*が付いた言葉について、参考資料に用語解説を記載しています。

第 1 章 本計画の基本的事項

The page features a minimalist design with a white background. A large, light blue circle is positioned in the lower-left quadrant. A smaller, similar circle is located in the upper-right quadrant. A horizontal, wavy blue line spans across the middle of the page, positioned below the chapter title.

第1章 本計画の基本的事項

本章では、計画策定の背景を示すとともに、計画の位置づけ、目的、対象範囲、期間、推進主体などを定めます。また、中間見直しのポイントについても示します。

1 中間見直しの趣旨

本市では、2017年3月に、「平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)」(以下「本計画」という。)を策定し、「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」というめざすべき環境像の実現のため、環境の保全と創造に関する施策を着実かつ効果的に推進してきました。

本計画では、策定から5年を目途に、より実効性のある計画とするため、環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに合わせ、中間見直しを行うこととしています。ただし、第3章の「めざすべき環境像」や「基本方針」、第4章の「重点テーマ・重点施策」などの考え方についての変更はありません。

<見直しのポイント>

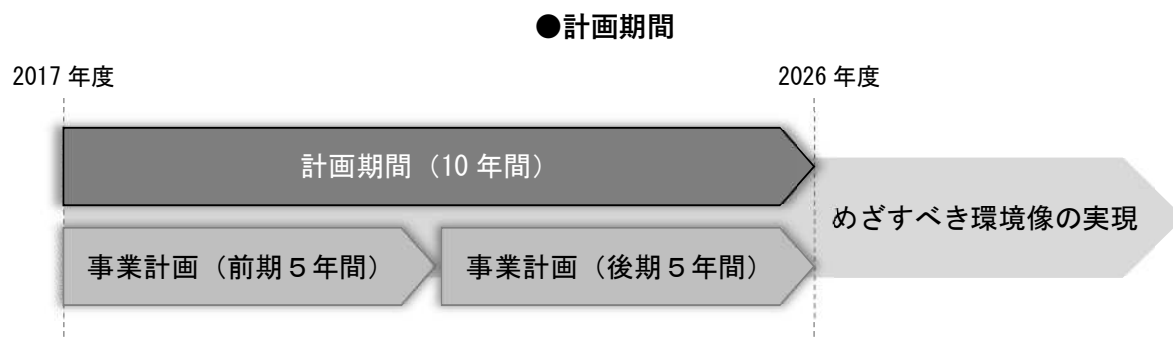
- ・本計画策定から中間見直しまでの進行状況
- ・本市を取り巻く状況の変化への対応
- ・字句の修正や年度表記の修正

2 計画の目的

本計画は、本市における環境の保全と創造に関する施策を着実かつ効果的に推進することを目的とします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2017年度から2026年度までとなります。社会情勢の変化などに合わせ、中間年度にあたる2021年度に見直しを行いました。



4 計画の位置づけ

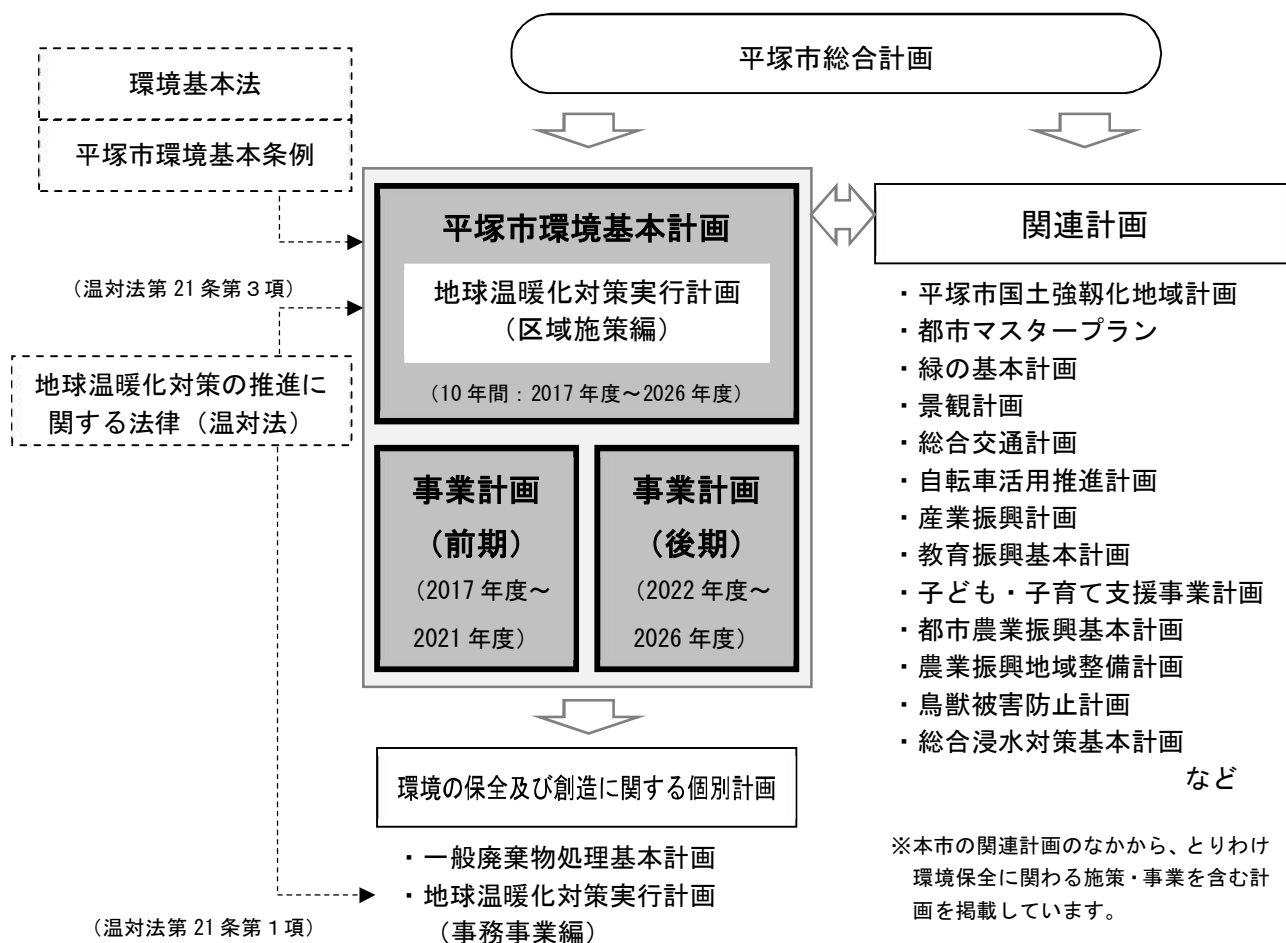
本計画は、平塚市環境基本条例第8条に基づく計画で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的な方向として、中長期的な目標、施策の方向、その他必要な事項を定めます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律*（以下「温対法」という。）の第4条に定める地方公共団体の責務（地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス*の排出の抑制等のための施策を推進するものとする。）を踏まえ、地球温暖化対策実行計画区域施策編（温対法第21条第3項）を含むものとしします。

本計画の着実な推進を図るために、計画期間内の前期及び後期における市の施策・事業の内容を明らかにする事業計画を策定し、PDCAサイクルにより、成果や改善点のフィードバックをしながら取組を進めていくものとしします。

なお、本計画の施策については、平塚市総合計画をはじめとする様々な関連計画や条例との整合を図りながら推進していくものとしします。

●計画の位置づけ



5 計画の対象範囲

本計画の対象地域は市全域とし、対象とする環境の範囲は、次表に示すとおりです。

●対象とする環境の範囲

| 分野 | 主な構成要素 |
|--------|--|
| 生活環境 | 典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染*、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、都市生活型公害、廃棄物*、化学物質 等 |
| 自然環境 | 動植物・生態系、生物の生育・生息環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい 等 |
| 都市環境 | 公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観 等 |
| 地球環境 | 資源・エネルギーの利用、地球温暖化*、脱炭素、その他の地球環境問題 等 |
| 環境保全活動 | 啓発・環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 等 |

また、本計画は、地球温暖化対策実行計画を含んだ計画となっています。本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法における温室効果ガスとしますが、主に特定事業所等で使用されているものなど、市民生活と直接関係しない温室効果ガスもありますので、必要な範囲で対策に取り組むこととします。

【温対法における温室効果ガス】

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
 ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、
 六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）

温対法における温室効果ガスの特徴

| 温室効果ガス | 地球温暖化係数 | 用途、排出源 |
|--------------------------|--------------|----------------------------------|
| 二酸化炭素（CO ₂ ） | 1 | 化石燃料の燃焼など |
| メタン（CH ₄ ） | 25 | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど |
| 一酸化二窒素（N ₂ O） | 298 | 燃料の燃焼、工業プロセスなど |
| ハイドロフルオロカーボン（HFCs） | 12~14,800 | スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど |
| パーフルオロカーボン（PFCs） | 7,390~17,340 | 半導体の製造プロセスなど |
| 六フッ化硫黄（SF ₆ ） | 22,800 | 電気の絶縁体など |
| 三フッ化窒素（NF ₃ ） | 17,200 | 半導体の製造プロセスなど |

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。係数が大きいほど、単位質量の温室効果ガスが放出された場合に一定期間に与える温室効果が高いことを示します。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、京都議定書*第二約束期間における値になります。

資料：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより作成 (<https://www.jccca.org/>)

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとし、

なお、滞在者の行うべき取組は、滞在中の環境負荷の低減や環境の保全（省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など）に係るもので、基本的に市民の行う取組と共通します。そのため、滞在者は、市民が行う取組のうち、滞在中に実施できる取組を行うこととし、本計画においては、次頁以降、市民と同一の主体として扱います。

●各主体の責務（平塚市環境基本条例より抜粋）

<市>

- ・ 環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施します。
- ・ 自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めます。

<市民>

- ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<事業者>

- ・ 事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。
- ・ 物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うにあたっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<滞在者（旅行者その他の滞在者）>

- ・ 滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

7 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりです。

第1章 本計画の基本的事項

計画策定の背景を示すとともに、計画の目的、期間、位置づけ、対象範囲、推進主体などを定めます。また、中間見直しのポイントについても示します。

第2章 中間見直しの視点

これまでの5年間を振り返るとともに、本市を取り巻く状況、世界・国・県等の動向を整理し、2022年からの本市の取組をまとめました。

第3章 環境基本計画のめざすもの

市民・事業者・市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、めざすべき環境像を掲げます。

また、めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。

第4章 重点テーマ

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針を踏まえた重点テーマを設定します。重点テーマに沿った施策は、多岐にわたる施策を連関させ、各主体が連携し推進することで、総合的に推進していきます。

第5章 温室効果ガス削減目標

本市の温室効果ガス排出量の削減目標について規定します。

第6章 環境分野別の方針

めざすべき環境像の実現を目指し、各分野にわたり総合的に取り組んでいくため、基本方針を踏まえて分野別の施策と各主体による取組の方向を示します。

第7章 計画の推進

計画の推進に向けて、推進体制や進行管理の仕組みを定めます。

第2章 中間見直しの視点

第2章 中間見直しの視点

本章では、これまでの5年間を振り返るとともに、本市を取り巻く状況、世界・国・県等の動向を整理し、2022年からの本市の取組をまとめました。

1 これまでの振り返り

(1) 重点施策の振り返り

本計画では、めざすべき環境像として「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまちひらつか」を掲げ、実現に向けて3つの基本方針を設定するとともに、平塚市環境基本計画事業計画前期（平成29年度～平成33年度）（以下「前期事業計画」という）において、5年間の事業の具体的な内容を示し、取り組みました。

前期事業計画においては、重点施策と個別施策を設定し、重点施策が18個、個別施策が116個で合わせて134個ある施策の評価を、分野ごとにまとめています。また、前期事業計画は、毎年度、前年度における施策の実施状況を、平塚市環境審議会において評価・点検いただき、計画に位置づけた施策の着実な推進を図っています。

ここでは、前期事業計画における現時点の重点施策の進行状況について整理しました。重点施策においては、「家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発」が目標を超える結果となり、「農業理解の促進」は、各年度で目標を超える結果となりました。一方で、「援農ボランティアの促進」、「クールタウンの普及啓発の実施」や「日常生活における環境への配慮の取組の促進」の達成状況が低い結果となりました。なお、「農業理解の促進」のように重点施策には、実体験を通して見て、学ぶことが必要な施策が多数あり、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での実施が困難であったことから、実績がない施策があります。

評価が目標値には達成していない重点施策については、平塚市環境審議会からの点検結果などを踏まえ、目標値の再設定や事業実施の方法を検討していきます。

重点施策における進捗状況については、次頁の表に示すとおりです。

●重点施策の目標と実績一覧

| 重点施策 | 重点テーマとの関係 | 指標となる数値、単位 | 目標・実績 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---|---|-------------------|-------|----------|----------|----------|----------|
| 大気汚染状況の監視測定等の実施 | 【重点3】 光化学スモッグの発生は、窒素酸化物などの汚染物質濃度のほか、気温や紫外線(日射)などの気象条件と密接な関係があります。気象の観測や大気汚染の常時監視を行い、情報発信することにより、健康被害を防止します。 | 大気汚染に係る環境基準達成率 | 目標 | 76% | 76% | 80% | 80% |
| | | | 実績 | 80% | 80% | 80% | 80% |
| 自然についての展示、講座、観察会等の実施 | 【重点2】 自然に関する講座や体験学習、自然観察などの行事を開催することで、市民の野生生物への理解を高め、人と自然との共生の推進を図ります。 | 参加人数 | 目標 | 225人 | 230人 | 235人 | 240人 |
| | | | 実績 | 326人 | 177人 | 199人 | 47人 |
| 市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進 | 【重点1】 市民参加による里山保全活動を行うことで、環境市民による保全活動の促進につなげます。 【重点2】 古くから人が生活に利用してきた雑木林や、人が開いた農地が一体となった場所が里山です。里山を保全していくことで、自然と共生し自然の恵みを活かしていきます。 | 里山保全活動の活動回数・参加人数 | 目標 | 10回 390人 | 10回 390人 | 10回 400人 | 10回 410人 |
| | | | 実績 | 9回 478人 | 10回 468人 | 10回 425人 | 2回 62人 |
| 援農ボランティアの促進 | 【重点1】 農家の「高齢化、後継者不足による農作業の補助」の必要性と、ボランティアの「農業とのふれあいによる充実感を得たい」という声をマッチングし、援農ボランティアの力を農業活性化に活かします。 【重点2】 高齢化、後継者不足によって耕作の維持が難しくなる農地を活かし、保全していきます。 | 援農ボランティアのマッチング実績数 | 目標 | 10件 | 15件 | 20件 | 25件 |
| | | | 実績 | 9件 | 6件 | 8件 | 0 |
| 市民農園の利用促進 | 【重点1】 自然志向を背景に、農業体験に対する都市住民の関心が高まり、余暇活動としてだけでなく、子どもの教育面からも、自然や土とのふれあいを求め、市民農園を利用する人々が増えています。このことから、市民農園の利用を促進していきます。 【重点2】 市民農園として自然の恵みを活用します。 | 市民農園の利用率 | 目標 | 95% | 95% | 95% | 95% |
| | | | 実績 | 94% | 92% | 92% | 95% |
| 農業理解の促進 | 【重点2】 地産地消の推進イベントを開催し、地元の農産物等への理解を高めるとともに、農業の魅力を活かしていきます。 【重点3】 地域で採れた農産物を使用することで、輸送によるガソリン等の燃料の削減、保存のための冷蔵冷凍に使用する電気使用量の削減等につながります。 | 地産地消イベント来場者数 | 目標 | 60,000人 | 61,000人 | 62,000人 | 63,000人 |
| | | | 実績 | 81,291人 | 119,000人 | 101,337人 | 0 |
| 花とみどりのまちづくりの推進 | 【重点1】 公園、広場、公民館へ花苗を配布し、環境市民による花と緑のまちづくりを促進します。 【重点2】 みどりのネットワークの形成を進めることで、花と緑に親しめるまちづくりを進めます。 | 花苗の配布箇所数 | 目標 | 40箇所 | 40箇所 | 40箇所 | 40箇所 |
| | | | 実績 | 40箇所 | 40箇所 | 40箇所 | 40箇所 |
| 花の名所づくり | 【重点1】 花の名所づくりに市民参加により取り組みます。 【重点2】 花の名所の魅力を活かすとともに、市民が自然に親しめる場をつくります。 | 花の名所箇所数 | 目標 | 11箇所 | 11箇所 | 12箇所 | 12箇所 |
| | | | 実績 | 12箇所 | 12箇所 | 12箇所 | 12箇所 |
| 土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進 | 【重点3】 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)など、省エネ性能の高い住宅や再生可能エネルギー、家庭用燃料電池等の導入誘導により、環境共生のモデルとなる低炭素のまちづくりを促進します。 | 土地区画整理事業の進捗率 | 目標 | - | - | 40% | 50% |
| | | | 実績 | - | 2% | 33% | 39% |

※「自然についての展示、講座、観察会等の実施」の「2018年度」と「2019年度」の実績は、天候不順により、一部事業が中止となったため、目標に達していません。

●重点施策の目標と実績一覧

| 重点施策 | 重点テーマとの関係 | 指標となる数値、単位 | 目標・実績 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------|--|--------------------------------------|-------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 自転車通行帯の整備 | 【重点3】 自転車は温室効果ガスを排出せず、化石燃料を使用しない交通手段であるため、自転車のネットワーク整備率を向上させ、自転車の走行環境の改善を図ることで自転車の利用を促進します。また、交通の安全性向上にもつながります。 | 平塚駅3km圏の 自転車ネットワーク整備率 | 目標 | 18% | 24% | 33% | 42% |
| | | | 実績 | 18% | 24% | 33% | 38% |
| クール・タウンの普及啓発の実施 | 【重点1】 住宅等へのみどりのカーテンの設置の取組が、市民に広がるよう、PRをしていきます。 【重点3】 建物の壁面温度の上昇を抑えることで、冷房機器の電気の節減による温室効果ガスの排出削減や、「適応策」として、ヒートアイランド現象の進行を抑制します。 | みどりのカーテンコンテスト 応募者数 応募件数(個人・団体) | 目標 | 25件 | 36件 | 39件 | 42件 |
| | | | 実績 | 36件 | 28件 | 21件 | 18件 |
| 日常生活における環境への配慮の取組の促進 | 【重点1】 ひらつかCO ₂ CO ₂ プラン等、日常生活における環境配慮に関する情報の提供や、取組の呼びかけを行い、環境市民による環境配慮行動の意識を高めます。 【重点3】 日常生活において温暖化の原因である温室効果ガスを削減する環境配慮行動を促進することは、低炭素社会の実現につながります。 | コソコソプランの小中学生の参加者の割合 | 目標 | 40% | 41% | 42% | 43% |
| | | | 実績 | 34% | 23% | 32% | 30% |
| クールシェアスポットの紹介 | 【重点3】 クールシェアスポットをウェブサイト等で紹介し、夏季の各家庭での電気使用量の削減を推進します。また、クールシェアスポットは猛暑の際の「シェルター」となり、熱中症対策として、市民の安心安全の向上につながります。 | 紹介している施設数 | 目標 | 7施設 | 35施設 | 36施設 | 37施設 |
| | | | 実績 | 34施設 | 37施設 | 46施設 | 0施設 |
| 家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発 | 【重点3】 ごみの減量化、資源化を進め、ごみの焼却量を減らすことで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、限りある資源の消費を抑制し、地球にやさしい社会の実現に寄与します。 | 市民一人当たりのごみ排出量 | 目標 | 903g | 899g | 894g | 889g |
| 事業系ごみの排出ルール徹底や事業者に対する指導 | | ごみの資源化率 | 実績 | 881g | 871g | 878g | 853g (速報値) |
| わかば環境ISOの推進 | 【重点1】 わかば環境ISOに学校、園ぐるみで取り組むことが、環境配慮行動を実践できる「環境市民」の育成につながります。 【重点3】 わかば環境ISOは、取組の共通メニューとして「省資源」「省エネ」「ごみの減量化」に取り組んでおり、温室効果ガスの排出削減や資源の再利用などに寄与します。 | 参加校・園数 | 目標 | 54校・園 | 54校・園 | 55校・園 | 55校・園 |
| | | | 実績 | 26.5% | 26.5% | 26.5% | 26.6% |
| 市民活動団体等と連携した出前講座等の実施 | 【重点1】 出前講座を市民活動団体等と連携して行うことで、団体の活動の場を広げることになるとともに、市民の環境に対する理解の向上や、今後の市民活動等を担う人材育成につながります。 【重点2、3】 自然環境や地球環境保全に関する講座を提供することで、市民の環境に対する理解を深め、市民一人一人の環境配慮行動につながります。 | 講座開催回数 | 目標 | 23.9% | 25.4% | 25.3% | 26.4% (速報値) |
| | | | 実績 | 10回 | 11回 | 12回 | 13回 |
| ひらつか環境ファンクラブの活動の促進 | 【重点1】 市民活動団体等の活動促進により、市民による環境配慮活動の活性化を図るとともに、団体等の活動発表の場を作ることで、広く市民への周知を行います。 【重点2、3】 自然環境や地球環境の保全に関する活動等を行っている市民活動団体の活動促進は、自然環境の活用や低炭素社会、循環型社会の実現といった重点テーマの推進につながります。 | ひらつか環境ファンクラブ 団体会員数 | 目標 | 11回 | 11回 | 13回 | 4回 |
| | | | 実績 | 団体会員 27団体 | 団体会員 28団体 | 団体会員 28団体 | 団体会員 29団体 |
| | | | 目標 | 団体会員 27団体 | 団体会員 29団体 | 団体会員 29団体 | 団体会員 29団体 |

※「クールシェアスポットの紹介」、「市民活動団体等と連携した出前講座等の実施」の「2020年度」の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業が中止となったため、目標に達していません。

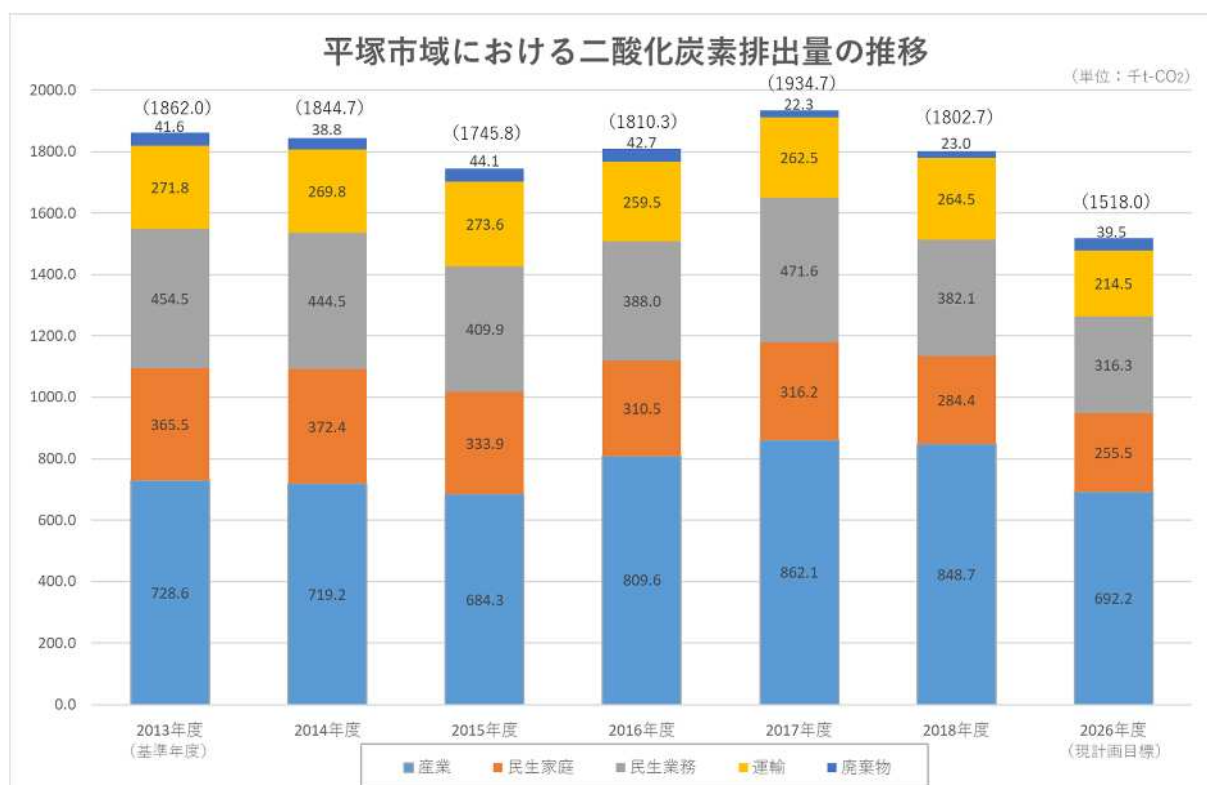
(2) 二酸化炭素排出量の推移

本計画では、計画最終年度となる2026年度において、二酸化炭素排出量を2013年度（基準年度）比で、18.5%の削減目標を設定し、量にして、34万4千t-CO₂を削減し、二酸化炭素排出量を151万8千t-CO₂以下とすることを定めています。

ここでは、2013年度（基準年度）からの市域における二酸化炭素排出量の推移を示します。

市域からの二酸化炭素排出量は、2018年度で、180万2千7百t-CO₂となっており、2013年度（基準年度）から5万9千3百t-CO₂（約3%）の削減に留まっています。2015年度が174万5千8百t-CO₂で、2017年度が193万4千7百t-CO₂となり、その間で推移しています。また、部門別で見ると、産業部門では、2018年度の二酸化炭素排出量のうち、約47%を占めており、各年度においても、約40%以上を占めています。民生業務部門では、2018年度の二酸化炭素排出量のうち、約21%を占めており、各年度においても、約20%以上を占めています。その他の部門では、ほぼ横ばいとなっています。2017年度が、2016年度より増加した要因としては、市内の非木造の事務所・店舗の業務系建築物の床面積が増加したことにより、民生業務部門の二酸化炭素の排出量が増加したことが原因の1つと考えられます。

今後とも、各部門において、二酸化炭素の排出削減を進めていく必要があります。



※二酸化炭素排出量データの出典：ひらつかの環境

※2017年度から二酸化炭素排出量の推計方法を変更したことから、2016年度以前の二酸化炭素排出量推計値は参考値として記載しています。四捨五入により、合計があわない場合があります。

2 平塚市を取り巻く状況

(1) 地球温暖化防止・気候変動*対策の進展

<世界・国の取組>

- ・ 従来、温対法では、地球温暖化（気候変動）対策として温室効果ガスの排出削減（緩和策）を推進してきたが、高温、豪雨や熱中症など、気候変動の影響がすでに現れているものもあり、適応にも取り組む必要があるため、2018年に「気候変動適応法*」が公布されました。また、気候変動適応法第7条に基づき、同年に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。
- ・ 2020年に、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量との収支バランスが取れている社会の実現に向け、首相により2050年カーボンニュートラル*の実現を目指すことが宣言されました。また、カーボンニュートラルの実現に向け、2030年までに集中して行う施策・取組の行程と具体策を示す、「地域脱炭素ロードマップ」が国・地方脱炭素実現会議において、決定されました。
- ・ 温対法は、2016年に、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項が盛り込まれた、一部改正案が成立しました。さらに、2021年5月には、国のカーボンニュートラルのより一層の実現に向け、パリ協定*の目標及びカーボンニュートラルを基本理念として明記するとともに、都道府県、市町村における地方公表団体実行計画区域施策編の拡充や地域の脱炭素化や課題解決に貢献する事業（地域脱炭素化促進事業）を認定する制度の創設などが盛り込まれた、温対法の一部改正案が成立しました。また、2021年10月には、温室効果ガスの排出削減・吸収量の目標などが見直された、国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。
- ・ 2018年に、地域の特性を最大限発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくことを提唱する、第五次環境基本計画が策定されました。

<神奈川県取組>

- ・ 2020年2月に、気候が「非常事態」にあるという危機感を、県民、市町村、企業等と広く共有し、解決のため、ともに行動していくことを目的に、「かながわ気候非常事態宣言」を宣言し、2050年カーボンニュートラルへの取組を明らかにしています。

<平塚市取組>

- ・ 2019年2月に、国が提唱する地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE*」に賛同しました。
- ・ 一般家庭における再生可能エネルギー導入支援や、公共施設の電力契約において排出係数の低い電力の調達など関係機関等と連携して進めています。

(2) 循環型社会の構築に向けた動向

<国の取組>

- ・ 2018年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、環境・経済・社会の3側面の統合的向上を掲げるとともに、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理のさらなる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。
- ・ 海洋に放出されるごみによる海洋生態系への影響が懸念されており、資源、廃棄物制約、海洋プラスチックごみ対策、地球温暖化など幅広い課題に対応するため、2019年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableを基本原則とし、プラスチックの資源循環を総合的に推進していくとしています。この動きの中で、「容器包装リサイクル法」の関連省令が改正され、プラスチック製買物袋が有料化されました。また、2021年6月に、プラごみの減量とリサイクルの促進を強化することをねらいとする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。
- ・ 本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物が大量に発生している状態であることから、食品ロスの削減を推進することを目的に、2019年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立しました。

<神奈川県取組>

- ・ 世界規模で社会問題化し、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題から、SDGs*に取り組むため、2018年に「かながわプラごみゼロ宣言」を行いました。また、2020年には、「ワンウェイプラ削減」、「プラごみの再生利用の促進」、「クリーン活動の拡大等」の3つの柱を推進方策として掲げる、「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定しました。

<平塚市の取組>

- ・ 2021年3月に、昨今の経済的・社会的情勢を踏まえて、「平塚市一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。この改定では、「生活習慣や商習慣における5R*の定着・実践」、「地域に密着した啓発・協働の推進」、「経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営」の3つの基本方針を掲げています。
- ・ 超高齢社会の進展に伴い、家庭系可燃ごみの搬出方法やごみ集積所の維持管理等が困難になっていくことが予測されるとともに、家庭系ごみの減量化や資源化がより求められることから、2019年10月から2021年3月までの期間において、一部の地域で、家庭系可燃ごみの戸別収集*の社会実験を実施しました。
- ・ 平塚市ごみ減量化推進委員会を中心にプラごみ削減を目的に、マイバック推進の取り組みを展開しています。

(3) 生物多様性*の保全への取組の進展

<世界・国の取組>

- ・ 2010年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)では、2020年までに達成すべき20の目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。
- ・ 国では、愛知目標を受け、2012年に新国家戦略「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、愛知目標の達成に向けたロードマップを提示しました。
- ・ 「愛知目標」は2020年に期限を迎え、2021年に開催が予定される「生物多様性条約第15回締約国会議」(COP15)において、2021年以降の生物多様性の保全と自然資源利用の持続可能性確保に向けた取組を示した目標が決定されることとなります。

<神奈川県取組>

- ・ 神奈川県では、2016年3月に、神奈川県環境基本計画が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「かながわ生物多様性計画」を公表しました。この計画では、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」、「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標に掲げ、県土を6つの生態系エリアに区分し、生物多様性の保全を進めるための取組を示しています。
- ・ この計画では、本市を含む、「山麓の里山エリア」について、生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進、農業の有する多面的機能の発揮の促進(環境保全型農業の推進など)、野生鳥獣との棲み分けなどの取組を示しています。「河川・湖沼及び沿岸エリア」では、「生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業」を示しています。さらに、「エリアをまたぐ取組」として、外来生物の監視と防除、緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、基盤となる情報の収集と発信、各主体への啓発などを示しています。
- ・ 神奈川県では、2020年度に計画改定を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、計画改定に係る作業を2年延期し2022年度に改定することとしています。

<平塚市の取組>

- ・ 2018年に官民連携により「ひらつか生物多様性推進協議会」を設立し、「(仮称)平塚市生物多様性保全アクションプラン」の策定に向け、その基礎資料とするため、自然環境調査を実施しました。2021年度に、その調査結果を取りまとめました。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs : エスディージーズ)

- ・ 持続可能な開発 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2030年までに達成すべき、国際社会共通の目標です。17の目標と169のターゲットから構成されており、社会・経済・環境の3つの側面から統合的に解決していき、「誰一人取り残さない」持続可能なよりよい社会を目指すことを目標としています。

持続可能な開発 (SDGs) の17の目標



出典 : 国際連合広報センターウェブサイト

ESD (Education for Sustainable Development) とは

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。



3 中間見直しにおけるポイント

ここでは、中間見直しのポイントを整理しました。

(1) カーボンニュートラル

2020年の首相による2050年カーボンニュートラル宣言により、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量が、森林などによる吸収量と収支のバランスが取れている社会の実現に向けた動きが加速されています。本市も、脱炭素社会*の実現のため、取組を推進します。

(2) 温室効果ガス削減目標

2021年4月に、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、中期目標となる2030年度における温室効果ガスの削減目標が、26%から46%に引き上げられました。また、2021年の温対法の一部改正に伴い、国の地球温暖化対策計画が見直され、温室効果ガスの排出削減目標が新たに設定されます。本市は、国の中期目標を考慮し、二酸化炭素排出削減目標を設定しているため、目標数値を見直します。

なお、温対法の一部改正に伴い、地域の脱炭素化や課題解決に貢献する事業（地域脱炭素化促進事業）を認定する制度が創出されましたが、本市における取組などの詳細については、今後の状況を鑑み、別冊版等で示します。

(3) 気候変動への適応策*

気候変動の影響により、その影響が顕在化しているものに対して、被害の軽減、回避など適切に対応（適応策）する必要があることから、2018年に気候変動適応法が制定されました。この適応に関する考え方を、踏まえた取組を進めます。

(4) 循環型社会*の動向

国において、2018年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、環境・経済・社会の側面における統合的取組の促進が不可欠とされました。また、本市では、2021年に「一般廃棄物処理基本計画」を改定したことから、改定内容を踏まえた取組を進めます。

(5) 生物多様性の保全

本市では、ひらつか生物多様性推進協議会との協働で、自然環境評価書の策定に取り組んでいます。これをもとに「(仮称)平塚市生物多様性保全アクションプラン」を策定します。

(6) 持続可能な開発目標 (SDGs)

本市もSDGsの理念を踏まえた取組を進めます。

4 環境の保全と創造にあたっての主要課題

これまでの5年間を振り返るとともに、本市を取り巻く状況、世界・国・県等の動向を踏まえ、本市の環境の保全と創造にあたっての主要課題を整理しました。

(1) 地域において中長期的な視野で地球温暖化防止・気候変動対策に取り組むこと

- ・ 地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題です。近年では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。
- ・ 本市は、穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし今後は、地球温暖化の影響により、猛暑日の増加や、大雨、台風の頻度と強度の増加、それに伴う自然災害の発生が懸念されます。
- ・ 市域において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスである二酸化炭素は、2018年度に180万2千t-CO₂が排出されました。これは、2013年度と比較して、5万9千3百t-CO₂(約3%)の削減に留まっています。
- ・ 本市においても、中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組むことが必要です。
- ・ 同時に、地球温暖化の影響に対処するための対策(適応策)に取り組んでいくことで、安心・安全な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

(2) 家庭・事業所での省エネルギー対策や再生可能エネルギー*導入をさらに広げるとともに、新たな価値観やライフスタイルを提案・発信していくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、家庭では、日常生活の中でのマナー・社会ルールのような行動が定着していますが、もう一步取り組むことのできる行動や、地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動への実施の意向がうかがわれました。
- ・ 事業所では、事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動が定着しています。再生可能エネルギー利用やクリーンエネルギー自動車*といった設備・機器の導入や、地域の環境保全活動への参加に対する実施意向がうかがわれました。
- ・ 半数以上の家庭で照明やエアコン、冷蔵・冷凍庫など省エネ型の家電製品の導入が進んでいます。事業所では、高効率照明や省エネ型冷蔵・冷凍機、高効率空調機の導入が進んでいます。今後は、家電製品やクリーンエネルギー自動車、LED照明の導入普及が見込まれます。
- ・ 市民や事業者の日常的なエネルギー消費が、二酸化炭素の排出の大きな要因となっていることから、節電・省エネルギー対策はもとより、より二酸化炭素の排出が少ないエネルギー利用への転換、新たな技術の導入、ライフスタイルの変革などを市民・事業者等に提案・発信し、行動変革を促していくことが必要です。

(3) プラごみ削減や食品ロス対策とともに、ごみ発生抑制・資源化を促進し、循環型社会を形成していくこと

- ・ 家庭系ごみ及び事業系ごみ対策のため、プラごみ削減や食品ロスなど生活習慣や商習慣における5Rを定着させることが必要です。
- ・ また、ごみの減量化・資源化団体や美化推進団体等と協働し、環境配慮を促す情報の発信など地域と密着し、市域全体に広げていくことが大切です。

(4) 平塚市の自然の恵みを次世代に継承するため、自然環境を保全・再生するとともに、地域資源として活用していくこと

- ・ 私たちの日常生活や事業活動は、木材やエネルギー、食べ物、水など、国内外の生物多様性から生み出される“自然の恵み”に支えられ成り立っており、次世代に継承されることが大切です。
- ・ しかし、市内の森林や里山*、農地は、開発に伴う消失、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加に伴う荒廃が懸念されています。里山の荒廃は、森から里、里から川、川から海へと続く循環の中でもたらされる水質浄化や洪水緩和、大気浄化、レクリエーション、文化の継承などの機能を損なうおそれがあります。
- ・ 生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持すると同時に、都市化が進むなかで緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、外来生物の監視と防除などの対応が必要です。
- ・ 本市の自然は、快適で豊かな生活の基礎、魅力ある観光資源、自然とのふれあいを提供してくれるため、地域資源としてとらえ、保全と活用を図っていくことが必要です。

(5) 一人ひとりの自発的な行動を支えていくため、環境情報の提供を行うとともに、自然体験や自然とのふれあう機会を提供していくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識し、環境教育・環境学習や情報提供の重要性を感じています。環境保全の取組を自分事としてとらえ、行動変革に向けてそれぞれが主体的に取り組むことが必要と考えている市民・事業者が多いことがうかがわれます。
- ・ 環境教育・環境学習に対する期待としては、学校での環境教育をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びを重視しています。
- ・ 一人ひとりの自発的な行動を支えていくためには、効果的に情報を発信し、環境に関する情報をより多くの市民・事業者にも周知していく必要があります。

(6) 持続可能な社会に向けて環境教育・環境学習を推進していくこと

- ・ 環境の保全及び創造の取組を進め、地域の課題解決につなげていくためには、一人ひとりの自発的な行動を促し、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。
- ・ 単に環境保全に関する知識の習得やルールへの周知にとどまらず、持続可能な社会を見据え、日々の取組の中で問題解決に必要な能力・態度を身に付けていくことが重要となります。

(7) 市民等の高い参加意識・意欲に対応し、地域での環境保全活動、協働による取組の広がりを支えていくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、市民の14%は、地域での環境保全活動に参加しており、参加したいという人を合わせると、全体の7割に上ります。清掃・美化活動や河川・海岸の保全活動、自然保護活動、緑化活動など、さまざまな活動に対し、参加の意向があります。
- ・ 環境保全活動を行っている団体は、他の団体や個人と連携している団体が8割を超え、今後も連携の相手を広げながら、活動を拡大していきたいと考えています。
- ・ このような市民等の地域貢献やコミュニティへの参加に対する意識・意欲に対応し、地域の課題解決につながるような環境保全活動、協働による取組をより一層拡大していくことが期待されます。
- ・ しかし、前計画の環境指標である「環境ファンクラブの会員数」、「平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数」の目標達成度〔2015年度末時点〕が低く、また、今後、高齢化や人口減少等によって、環境保全活動の担い手が不足することが懸念されることから、市民の取組や連携への支援に係る施策については、内容や進め方をさらに工夫していく必要があります。

※アンケートは、市民や事業者、団体における「環境への取組」や「今後の市の環境施策に期待すること」などを把握することを目的に、2015年12月25日から2016年1月20日に実施したものととなります。アンケートの実施結果については、「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」に掲載されています。

第3章 環境基本計画のめざすもの



第3章 環境基本計画のめざすもの

1 めざすべき環境像

市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組んでいくために、次のとおり「めざすべき環境像」を掲げます。

【めざすべき環境像】

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしい」という言葉は、環境基本条例に規定している「環境共生都市」の実現のため、地域活動や団体活動、一人ひとりの日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことを目指したものです。



冬の水田から望む岡崎陸橋と大山



平塚漁港（本港）



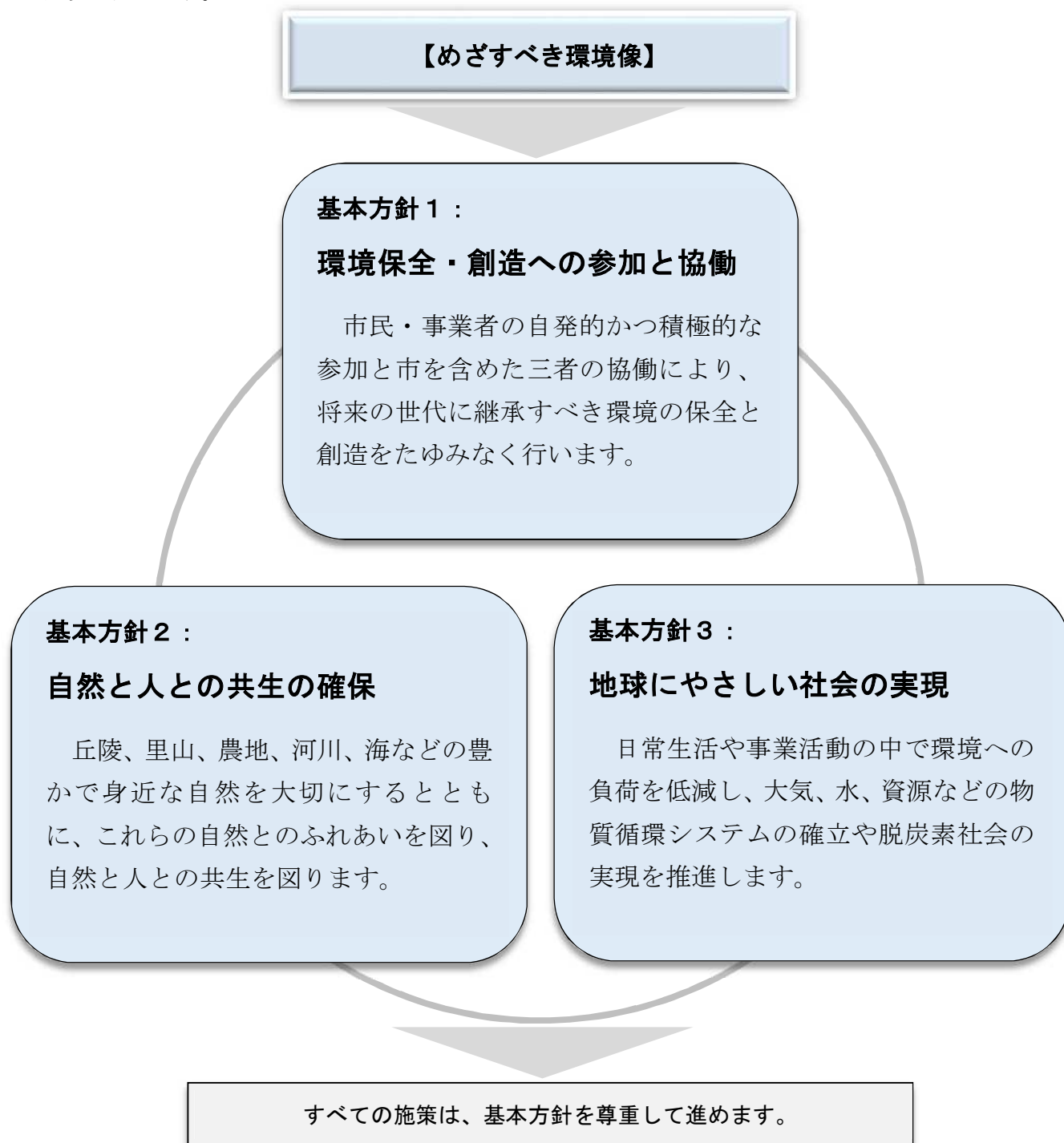
県内でも有数の生産量を誇るイチゴ



子ども環境教室（金目川生き物観察会）

2 基本方針

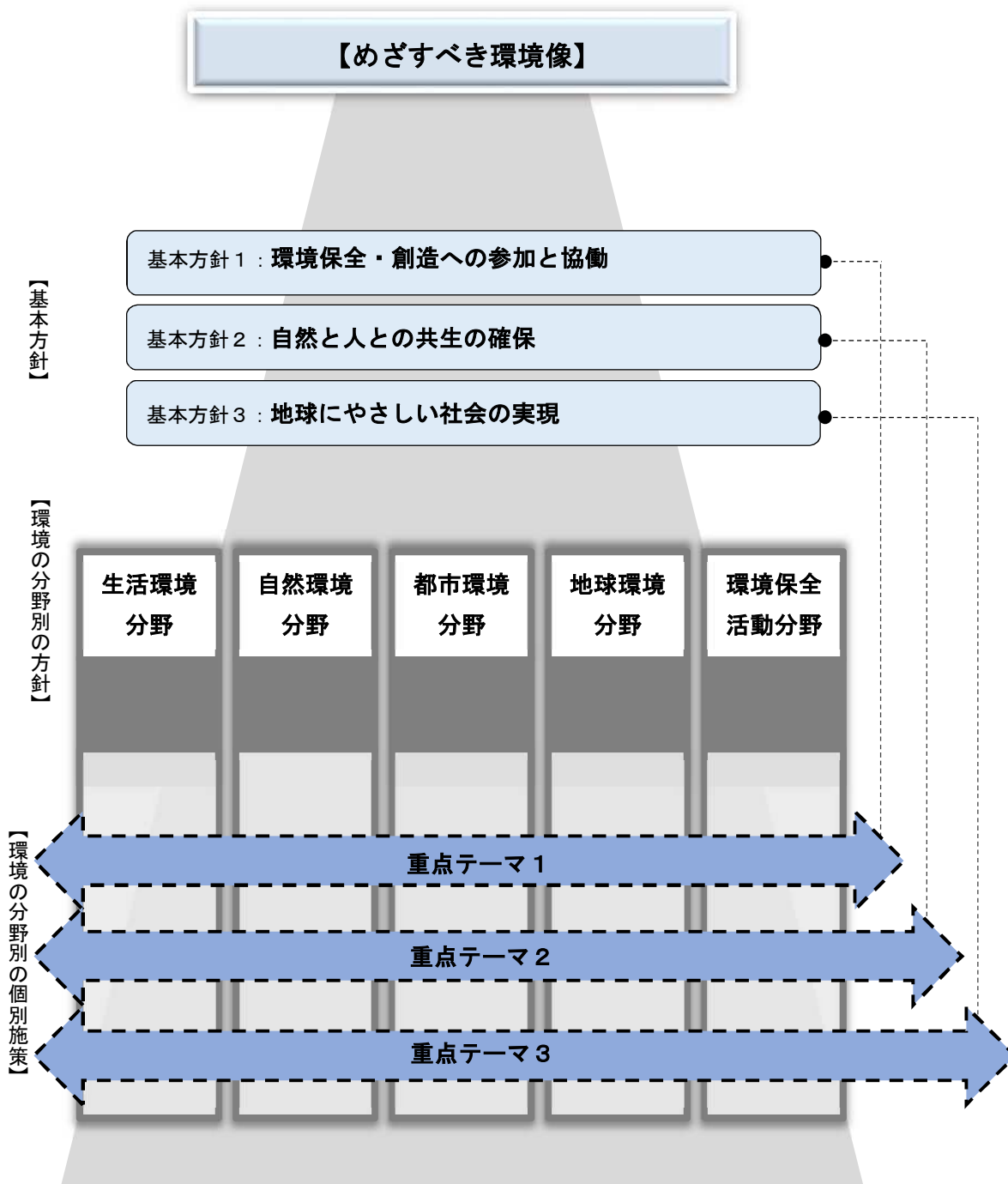
めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。そのため、本計画に位置づけられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。



また、特に近年の社会的要請や本市の主要課題を踏まえて重要となる視点については、基本方針の理念をさらに一步展開して重点テーマとして設定します。(重点テーマについては第4章を御覧ください。)

3 めざすべき環境像の実現に向けて

本計画では、めざすべき環境像の実現に向けて、「すべての施策において尊重すべき3つの『基本方針』」を踏まえ、「基本方針をより具体的に施策に反映させるための『重点テーマ』」を設定します。(第4章参照) また、「環境の各分野において取り組んでいく『環境の分野別の方針』」を設定します。(第6章参照)



各分野に横断する重点テーマを設定し、分野別の重点テーマに沿った施策については、本計画に基づく事業計画で重点施策として取り上げます。(第4章参照)

第4章 重点テーマ

The page features a minimalist design with a white background. A large, light blue circle is positioned in the lower-left quadrant. A smaller, similar circle is located in the upper-right quadrant. A horizontal, wavy blue line spans across the middle of the page, positioned below the chapter title.

第4章 重点テーマ

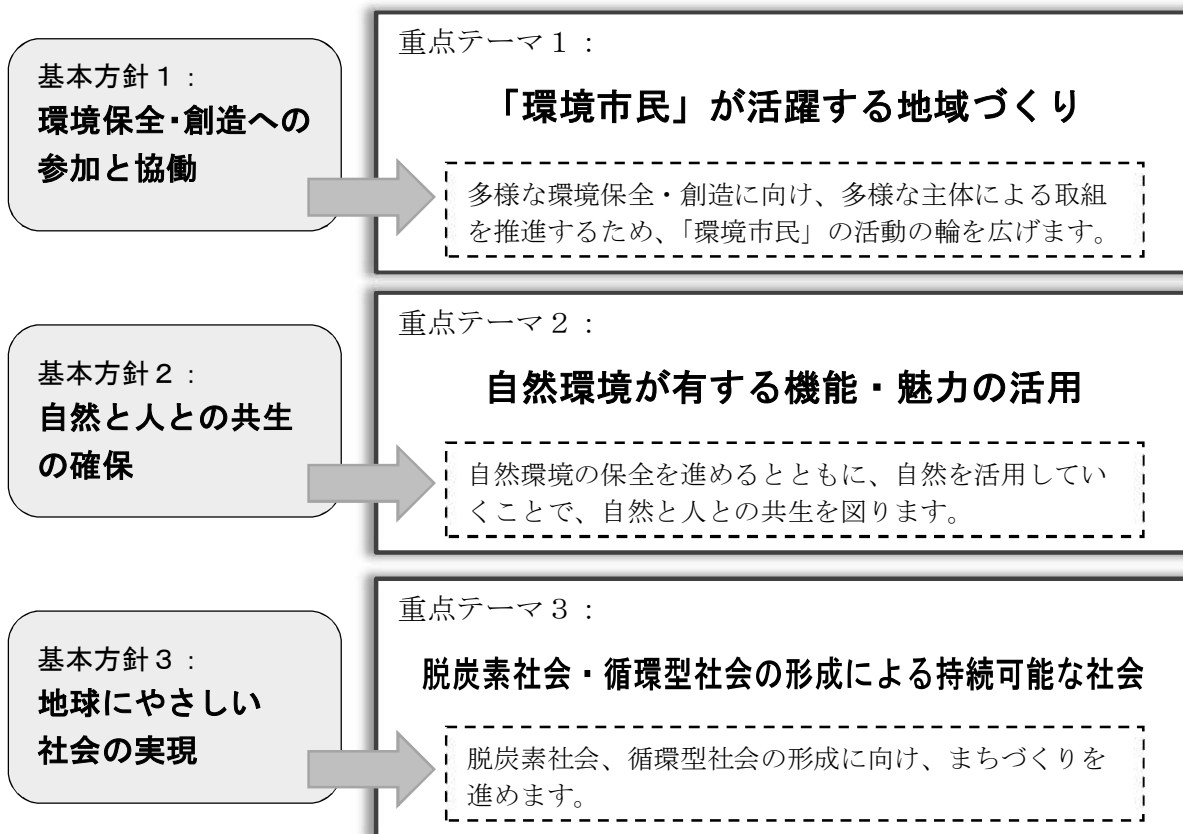
高度経済成長期において、環境施策といえば、まず公害対策のことを指していました。しかし、今日、環境施策の分野は、多様な取組を多様な主体が取り組んでいく必要性に直面しています。

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針に沿って、環境の保全と創造を推進していくためには、例えば「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」などといった分野別の施策を、それぞれ個別に取り組むのではなく、施策どうしを連関させて庁内の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民と市、事業者と市等のように各主体が連携し、施策を総合的に推進していくことが必要です。このように、施策を総合的に推進することで、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。

本章では、3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、本市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定します。詳細な各重点テーマの設定趣旨は、次頁以降を御覧ください。

環境基本計画の基本方針

3つの重点テーマ



なお、重点テーマに沿った施策については、本計画に基づく事業計画で重点施策として取り上げ、具体的な目標などを設定します。第7章にも示すとおり、本計画に位置づけられたすべての施策はPDCAサイクルによる点検・評価の対象になりますが、重点施策については目標に基づき、成果の定数的な確認や改善点のフィードバックを重視して進めていきます。

重点テーマ 1 :

「環境市民」が活躍する地域づくり

＜重点テーマ設定の背景＞

本市では、2000年3月に公表した平塚市環境基本計画で、「環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民・事業者」を「環境市民」と呼び、そうした市民等の活動を促進するための情報提供や環境教育などを一つの柱とし、取り組んできました。

2015年度に実施した環境に関するアンケートによると、環境配慮行動を実践する市民・事業者が増え、社会への参加や貢献に対する高い意識・意欲がうかがわれました。

今後は、市民や事業者による自発的、積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供や環境教育・環境学習の推進に加え、各主体の連携、協働による取組を促進していくことにより、あらゆる環境のあらゆる分野にわたる環境に配慮した取組を浸透させていくことが重要です。

また、市民による地域貢献やコミュニティへの参加に対する意識・意欲に根差し、農業や観光の振興、商工業の活性化、子育て支援、少子高齢化対策、地域コミュニティの形成など、地域の課題解決につながるような環境保全活動をより一層促進していくことが大切です。

基本方針1「環境保全・創造への参加と協働」の実現に向け、「環境市民」の環境配慮行動を促進し、より多くの「環境市民」とともに活動を推進していくため、“「環境市民」が活躍する地域づくり”を重点テーマに設定します。

●重点テーマ1に沿った施策の方向

- 持続可能なライフスタイルについての情報を発信するとともに、子どもから大人、高齢世代まで社会のあらゆる世代を対象に、本市ならではの環境教育・環境学習を進めます。
- 「環境市民」のネットワーク化を図り、環境保全のための主体的・積極的な活動の展開を促進し、地域での環境保全活動、協働による取組の広がりを支えていきます。

重点テーマ 2 :

自然環境が有する機能・魅力の活用

<重点テーマ設定の背景>

本市は、湘南の海、相模川や金目川などの大小河川、西部丘陵や里山、県下有数の田園地帯など、多様性に富み、かつ森・里・川・海が連なる自然環境を有しています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畑などは、誘客につながる資源となり、本市の自然環境は、居住意向の高い市民の魅力や誇りになっています。

このような、本市の自然を特徴づける森林や里山、河川、海岸などは、私たちの生活に潤いや安らぎを与えてくれる環境資源となり、私たちに自然の中での遊びや自然観察、アウトドアスポーツなど、自然とふれあえる場・レクリエーションの場を提供しています。

また、次世代を担う子どもたちは、自然とのふれあいの中で、発達段階に応じた刺激を受け、感覚を働かせて、試したり、考えたり、友だちと力を合わせたりしながら、様々な体験ができます。

基本方針2「自然と人との共生の確保」は、自然環境を保全することだけでなく、自然環境を活かして、人のくらしを豊かにすることをめざすものです。また、生物多様性の保全と持続可能な利用のバランスのもと、自然と人との共生を実現していくことが重要です。

今後は、本市の自然環境が私たちに与えてくれる恵みに着目し、自然環境の保全・再生と持続可能な利用を図っていくことが重要であることから“自然環境が有する機能・魅力の活用”を重点テーマに設定します。

●重点テーマ2に沿った施策の方向

- 身近な自然となるみどりの風景を保全しながら、生きものが生息できる環境を保全・再生し、公園等のみどりの拠点や、市内各地にある農地や社寺、里山をつなげます。さらに、森・里・川・海の自然環境の繋がりを育んでいく、エコロジカルネットワークの形成に取り組みます。
- 自然と人とのふれあいを重視しながら、地域の自然環境や自然と共生してきた歴史・文化への関心を深め、地域の自然環境への愛着を育みます。
- 希少種の保全や外来種への対応に配慮しながら、自然と人との共生を図ります。

重点テーマ 3 :

脱炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会

<重点テーマ設定の背景>

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変動が起き、自然災害の発生をはじめ、食料問題、健康被害など、様々な影響が顕在化してきており、その被害を回避・軽減する必要があります。

また、化石燃料等の資源を消費すると、限りある地球の資源量が減少していきます。資源の枯渇を防ぎ、地球環境を保全していくためには、プラごみ削減や食品ロスなど生活習慣や商習慣における5Rを定着させるなど、大量消費型のライフスタイルを改める必要があります。

さらに、脱炭素社会の実現に向けては、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な導入促進など、地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）に取り組むとともに、すでに直面している地球温暖化による気候変動の影響を抑制し、安心・安全を確保するための対策（適応策）に取り組んでいくことが重要です。

基本方針3「地球にやさしい社会の実現」のためには、省エネルギーの取組や、資源の再利用などを進めることにより、脱炭素型・循環型の社会の形成が必要になります。省エネルギーの取組は、エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの排出削減に効果があるとともに、化石燃料の消費削減につながります。資源の再利用は、ごみの焼却量の削減による温室効果ガスの削減とともに、限りある資源の節約にもなります。

未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐために、“脱炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会”を重点テーマに設定します。

●重点テーマ3に沿った施策の方向

- 日常生活や事業活動での環境配慮行動の定着を図るとともに、環境性能の高い建築物（ZEH*・ZEB*）の建設、高効率な省エネルギー設備・機器（燃料電池*やコージェネレーション*等）、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を広く普及させるなどあらゆる施策を展開し、脱炭素社会の実現を目指します。
- コンパクトな地域の生活圏を形成するとともに、公共交通機関での移動による環境負荷の少ない交通ネットワークを確立することで、過度なマイカー利用を抑制していきます。
- 大量消費型のライフスタイルを見直し、再利用や再資源化を進めることで、限りある資源を保全します。

第5章 温室効果ガス削減目標

The page features a minimalist design with a white background. A large, light blue circle is positioned in the lower-left quadrant. A smaller, similar circle is located in the upper-right quadrant. A horizontal, wavy blue line spans across the middle of the page, partially overlapping the text area.

第5章 温室効果ガス削減目標

本章では、本市の温室効果ガス削減目標について規定します。

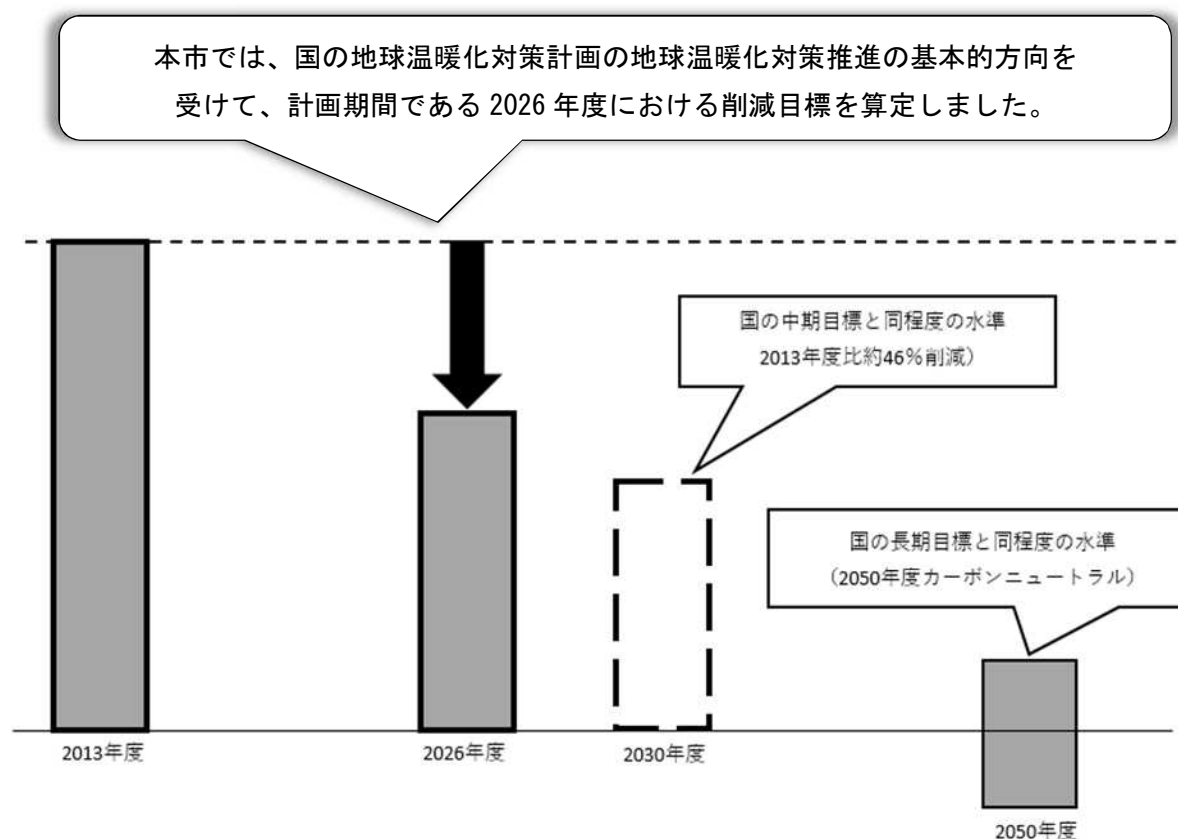
2015年に、開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。

国においては、パリ協定の採択を受けて、2016年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標〔2030年度において2013年度比26%削減〕の達成に向けた取組、②長期的な目標〔2050年80%削減をめざす〕を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の3つを掲げています。

また、2020年に、首相により、2050年カーボンニュートラル宣言が表明され、2030年までの中期目標が26%から46%に引き上げられました。このことに伴い、2021年に、国の地球温暖化対策計画が見直され、温室効果ガス削減目標の中期目標が新たに設定されます。

本市でも、このような世界・国の動きを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を新たに設定します。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定しません。

●平塚市の温室効果ガス（二酸化炭素）削減目標の算定の考え方



●平塚市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

| | |
|-----------|---|
| 市域全体の削減目標 | 2026年度までに2013年度比34.9%削減 |
| 部門別削減目標 | 2026年度までに部門別排出量を削減 [2013年度比] 産業部門：産業部門の排出量を28.8%削減 民生業務部門：民生業務部門の排出量を39.2%削減 民生家庭部門：民生家庭部門の排出量を50.7%削減 運輸部門：運輸部門の排出量を26.6%削減 廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を11.4%削減 |

- ※ 削減目標は、2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の数値を参考に計算しています。
- ※ 本市では、本計画の計画期間中の削減目標達成を目指すことで、将来的に国の2050年のカーボンニュートラルの実現に寄与するよう、取組を推進します。
- ※ 国の中期目標は、国の長期エネルギー需給見通し [2015年7月、資源エネルギー庁] による2030年度の全原電平均の電力の二酸化炭素排出係数 (0.37kg-CO₂) の確実な達成を前提としています。
- ※ 本市の削減目標は、国の中期目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように、目標設定しました。ただし、国の中期目標は、2030年度までの削減率ですので、本市では、2026年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。今後の取組の進行や国の削減目標の見直しなどを踏まえ、必要に応じて目標の改定について検討します。

二酸化炭素の部門別排出量の「部門」について

温室効果ガス排出の把握はIPCC*のガイドラインに準拠し、業種ごとに各燃料種について温室効果ガス排出量に換算して集計する、部門別アプローチといわれる方法が採られています。

排出量には直接排出量と間接排出量があります。直接排出量は発電に伴う排出量をエネルギー転換部門からの排出として計算したもの、間接排出量はそれを電力消費量に応じて最終需要部門に配分して計算したものです。

本市の推計は間接排出量で、各部門の内容は次のとおりです。

| 部門 | 内容 |
|--------|--------------------------------------|
| 産業部門 | 農林業、建設業、製造業のエネルギー消費から排出される二酸化炭素 |
| 民生業務部門 | 店舗やオフィス等の業務施設におけるエネルギー消費から排出される二酸化炭素 |
| 民生家庭部門 | 住宅におけるエネルギー消費から排出される二酸化炭素 |
| 運輸部門 | 自動車（自家用、運輸営業用）、鉄道の燃料消費から排出される二酸化炭素 |
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物（ごみ）に含まれる廃プラスチックの燃焼から排出される二酸化炭素 |

第6章 環境の分野別の方針

第6章 環境の分野別の方針

本章では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の施策を定めます。めざすべき環境像の実現を目指し、各施策は、基本方針の理念を尊重して取り組むこととします。

また、市、市民、事業者等がそれぞれ自主的かつ積極的に取り組むことで、めざすべき環境像の実現につながることから、市民・事業者等による取組についても、例示します。

| 分 野 | 施策の柱 | 施 策 |
|--|------------------------------|---|
| 1 安全な生活 環境を確保 します (生活環境分野) | 1-1 大気環境・水環境を保全 します | ・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進 |
| | 1-2 安全で快適な生活環境を 確保します | ・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染*への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組 |
| 2 自然環境を 保全・再生 します (自然環境分野) | 2-1 生物多様性を保全します | ・生物多様性の保全対策の推進 |
| | 2-2 里山を保全・再生します | ・里山の保全・再生とふれあいの推進 |
| | 2-3 水辺の自然を再生します | ・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進 |
| | 2-4 農地を保全・活用します | ・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進 |
| 3 快適な都市 環境を保全 ・創造しま す (都市環境分野) | 3-1 うるおいとやすらぎのあ るまちをつくります | ・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進 |
| | 3-2 環境共生型のまちをつく ります | ・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進 |
| | 3-3 気候変動に適応したまち をつくります | ・ヒートアイランド対策の推進 ・風水害対策の強化 ・熱中症対策の推進 |
| 4 地球環境保 全へ貢献し ます (地球環境分野) | 4-1 脱炭素社会の実現に向け て取り組みます | ・脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進 ・再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器 等の導入促進 ・市の事業活動における環境への配慮 |
| | 4-2 循環型社会の実現に向け て取り組みます | ・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進 |
| 5 市民・事業者 等による環境 保全活動を促 進します (環境保全活動等) | 5-1 環境教育・環境学習を推 進します | ・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実 |
| | 5-2 市民等の取組や連携を支 援します | ・市民活動や企業の取組に対する支援 |

1 安全な生活環境を確保します

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止し、安心で快適な生活環境を確保します。

めざす姿

- 工場や自動車などから排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいなまちになっています。
- 公共下水道や農業集落排水施設が整備されるとともに、浄化槽*の設置が進み、川や海の水がきれいになっています。
- 騒音、振動、悪臭などがなくなり、快適なまちになっています。
- 土壌・地下水汚染対策の強化や、化学物質に関する情報提供などにより、安全な生活環境が確保されています。

関連するSDGsの目標



住宅地を流れる河内川



東豊田工業団地

1-1 大気環境・水環境を保全します

■環境の現状と取組状況

<大気環境の保全>

- ・本市では大気汚染調査として、大気自動測定機による測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。
- ・2020年度は全地点で二酸化窒素*、二酸化硫黄*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*（長期的評価）、微小粒子状物質*は環境基準*を達成しましたが、光化学オキシダント*は非達成でした。
- ・2020年度における湘南地域での光化学スモッグ*注意報の発令回数は0回でした。
- ・PM2.5については、大気中の濃度が高くなると予想されるときには、神奈川県が高濃度予報を行っています。2020年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。
- ・本市では、継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれのある、有害大気汚染物質*の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

<水環境の保全>

- ・水質汚濁の主な原因としては、家庭からの生活系排水や畜産系排水等が考えられます。
- ・2020年度の河川のBOD（生物化学的酸素要求量）*は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の全地点で環境基準値を下回っていました〔河川21地点、海域（相模湾内）1地点で測定〕。
- ・地下水は、82%の地点で環境基準値に適合していました（22地点での測定）。
- ・2020年度末現在の市内の下水道普及率は、行政人口比で97.6%となっています。
- ・工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、指導を実施しています。
- ・畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

■環境課題

- ・光化学スモッグの発生は窒素酸化物*や炭化水素*などの大気汚染物質濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり注意が必要です。
- ・PM2.5は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。
- ・生活系排水については、公共下水道*や農業集落排水施設を計画的かつ効率的に維持管理するとともに、浄化槽の設置及び適正管理を促進する必要があります。
- ・畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望まれ、排水の水質測定による監視と併せて、引き続き水質の改善に努めていく必要があります。
- ・地下水については、監視測定を継続的に実施するとともに、地下水汚染が発見された地点について適切な浄化対策を実施し、地下水資源の保全を図っていく必要があります。

■施策の方向

施策 1 大気環境の保全対策の促進

① 事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進

- ・ 事業活動に伴う大気汚染防止に向け、法令に基づき工場・事業場に対する指導等を実施します。

② 大気汚染状況の監視測定等の実施

- ・ 大気汚染物質の監視測定を実施します。

施策 2 水環境の保全対策の促進

① 家庭からの生活排水の適正な処理の促進

- ・ 家庭からの生活排水の適正な処理を促進し、水質汚濁の低減を図ります。

② 事業活動に伴う排水の適正な処理の促進

- ・ 事業活動に伴う排水の適正な処理を促進し、法令に基づく工場・事業場に対する指導等を実施します。

③ 水質汚濁状況の監視測定等の実施

- ・ 水質汚濁状況の監視測定を実施します。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|------------------------------------|--|
| まずはここから | ○ | | 洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。 |
| | ○ | | 自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう。 |
| | ○ | | 食器の油汚れなどは、紙でふき取ってから洗いましょう。 |
| | ○ | ○ | 台所の排水溝に油や調理くずを流さないようにしましょう。 |
| | ○ | ○ | エコドライブをこころがけましょう。 |
| | ○ | ○ | 浄化槽を適正に維持・管理しましょう。 |
| | ○ | ○ | 公共下水道、農業集落排水施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続しましょう。 |
| | ○ | ○ | 下水道が整備されていない地域では、浄化槽を設置しましょう。 |
| | | ○ | 環境に関する法規制等の最新情報を常に入手し、対応しましょう。 |
| | | ○ | 施設、設備の日常点検を徹底しましょう。 |
| | | ○ | 排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう。 |
| さらにもう1歩 | | ○ | 焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野焼きをしないようにしましょう。 |
| | | ○ | ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準、焼却炉の構造基準を守りましょう。 |
| | ○ | ○ | 車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。 |
| | ○ | ○ | 河川・水路の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう。 |
| | | ○ | 公害防止のための従業員教育を徹底しましょう。 |
| | ○ | 施設や設備などを更新するときは、より低公害型のものを導入しましょう。 | |
| | ○ | ボイラーや給湯器などの燃料の使用削減や管理を徹底しましょう。 | |

1-2 安全で快適な生活環境を確保します

■環境の現状と取組状況

<化学物質の適正管理>

- ・ 本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促すため、化学物質の自主的な管理状況の報告を義務付けています。
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）による化学物質の排出量等の届出制度（P R T R*）に関する情報をウェブサイトで公表しています。
- ・ 有害性の高いダイオキシン類*については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。2020年度の大気調査では、神奈川県が平塚市博物館、本市が旭小学校と土屋小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しています。

<土壌汚染・地下水汚染対策>

- ・ 本市では、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、汚染状況調査の実施、汚染が発覚した場合の浄化対策等に関する指導を行っています。

<騒音・振動対策>

- ・ 本市では、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。
- ・ 2020年度は、自動車騒音常時監視測定を5路線7地点8区間で実施し、環境基準の達成率は、86.5～100%でした。自動車騒音・振動測定は、5路線6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。
- ・ 新幹線騒音・振動測定は、6地点で実施し、騒音は4地点で環境基準値を超過、振動は全地点で勧告指針値以下でした。
- ・ 本市では、工場・事業場の騒音・振動について、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

<公害苦情>

- ・ 公害苦情には、屋外燃焼行為（野焼きや小型焼却炉*の使用）に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や工場・事業場の機械に由来する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。2020年度の苦情件数は、2019年度と変わらず、86件でした。

■環境課題

- ・ 化学物質については、人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）をできるだけ少なくするよう、適切な管理が必要となっています。
- ・ 自動車・新幹線騒音については、国・県などの道路管理者や新幹線事業者と連携を図り、市民・事業者の協力を得て効果的な施策を検討していく必要があります。

■施策の方向

施策 1 化学物質対策の促進

① 化学物質に関する情報収集・提供

- ・ 化学物質の使用等に関する情報収集・提供を継続的に実施します。

② 化学物質対策の促進

- ・ 化学物質の適切な管理に向け、事業者を指導します。
- ・ 県と合同の環境汚染状況調査、県条例に基づく焼却炉に対する規制、野焼きに対する指導を実施します。

施策 2 土壌汚染・地下水汚染への対応

① 土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進

- ・ 法令等に基づき、土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策を促進します。

② 地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認

- ・ 土壌汚染・地下水汚染の状況を把握するとともに、工場・事業場での汚染浄化対策の効果を確認するための調査を実施します。

施策 3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

① 自動車や新幹線による騒音・振動への対応

- ・ 自動車や新幹線による騒音・振動について監視測定を実施するとともに、騒音の軽減に向けた取組を促進します。

② 工場・事業場に対する規制・指導の実施

- ・ 工場・事業場の騒音・振動についても、引き続き、立入調査及び指導を実施します。

③ 悪臭への対応

- ・ 臭気指数規制により、悪臭への対応の充実を図ります。

④ 地盤沈下の防止

- ・ 地盤沈下の監視を実施するとともに、工場・事業場に対する適正な地下水利用の指導を実施します。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|---|--|
| まずはここから | ○ | | 自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう。 |
| | ○ | | 夜間のピアノやカラオケなどの使用、ペットの鳴き声などによる近隣への影響を考えましょう。 |
| | ○ | | 化学物質に関する情報の収集に努め、理解を深めましょう。 |
| | ○ | | ごみステーションを利用する際は、排出の日時を守り、適正に分別し、廃棄物が散乱しないようにしましょう。 |
| | | ○ | 環境に関する法規制等の最新情報を常に入手し、対応しましょう。 |
| | | ○ | 施設、設備の日常点検を徹底しましょう。 |
| | | ○ | 焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野焼きをしないようにしましょう。 |
| | | ○ | ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準、焼却炉の構造基準を守りましょう。 |
| | | ○ | 化学物質の適正管理に努めるとともに適切な情報公開をしましょう。 |
| | | ○ | 安全な食品・製品の製造・販売に努めましょう。 |
| | | ○ | 深夜営業の飲食店などは、近隣の生活環境に配慮しましょう。 |
| | | ○ | 建設工事等では、低騒音・低振動型の建設機械の使用等により、騒音・振動の軽減に取り組みましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | ○ | エアコンなど家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。 |
| | ○ | ○ | 化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用しましょう。 |
| | | ○ | 公害防止のための従業員教育を徹底しましょう。 |
| | | ○ | 施設や設備などを更新するときは、より低公害型を導入しましょう。 |
| | | ○ | 有害化学物質の発生防止設備を整備しましょう。 |
| | | ○ | 有害化学物質の使用量削減や管理徹底に努めましょう。 |
| | | ○ | 化学物質による環境への負荷の少ない事業活動をしましょう。 |
| | | ○ | 業務用冷凍冷蔵機器・業務用空調機器などの点検管理を徹底し、フロン類を適正に回収しましょう。 |
| | ○ | 農業者は有機肥料・低農薬栽培に努めましょう。 | |
| | ○ | 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組を整備し、誠意をもって即時対応しましょう。 | |

2 自然環境を保全・再生します

自然度の高い樹林を保全し、里山や水辺の自然を再生します。また、農業生産の場であるとともに身近なみどりでもあり、多様な生き物のすみかでもある農地を保全し、環境に配慮した農業を推進します。

めざす姿

- 高麗山周辺や土屋・吉沢地区に残された質の高い自然環境が守られています。
- 里山を保全・再生し、自然とふれあう場として活用しています。
- 水辺の自然を再生し、水に親しむ場として活用しています。
- 環境に配慮した農業を推進し、土とふれあう場として活用しています。

関連するSDGsの目標



里山保全モデル地区での保全活動



洪田川のサクラ並木

2-1 生物多様性を保全します

■環境の現状と取組状況

- ・ 多様な生き物が集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活をしています。
- ・ 本市では、生物多様性の保全に向け、自然環境のあるべき姿やとるべき対策など情報収集等を行っています。

■環境課題

- ・ 本市の特徴的な自然環境を有機的につないでいくことにより、生物の生息・生育空間の連続性や適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）を形成していくことが期待されます。

■施策の方向

施策 1 生物多様性の保全対策の推進

① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の推進

- ・ 野生生物の基礎的調査から明らかになった自然の姿を保全するため、地域の特性に応じた施策を展開していきます。

② 生物生息空間の保全対策の推進

- ・ 野生生物の生息空間となる環境を保全するとともに、都市環境と共生するまちづくりを進めます。

③ 野生生物への理解の促進

- ・ 自然についての展示、刊行物、講座、観察会などを通じ、生物多様性に対する理解や関心を高めます。

④ 有害鳥獣対策の推進

- ・ 人間と野生生物との共存を図るため、野生鳥獣による様々な被害を防除し、適正な保護管理を推進します。

⑤ 特定外来生物の防除

- ・ 在来種（その土地に元からいた生物）の生息・生育を脅かす、特定外来生物を防除します。

⑥ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進

- ・ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体や企業等の活動を促進し、市民ぐるみの保全活動の活性化を図ります。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|---|
| まずはここから | ○ | | 身近な自然にある植物や野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう。 |
| | ○ | | 動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。 |
| | ○ | ○ | ペットは最後まで責任を持って飼育し、捨てないようにしましょう。 |
| | ○ | ○ | 植栽の際は、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう。 |
| | | ○ | 新たな開発に際して野生動植物の生育・生息場所の保護・保全などに配慮しましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | ○ | 生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系を保全しましょう。 |
| | ○ | ○ | 地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則(入れない・捨てない・拡げない)を守りましょう。【外来生物例:アカミミガメ(ミドリガメ)、アメリカザリガニ、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)、アライグマ、タイワンリス、オオキンケイギク、アレチウリなど】 |

市民の鳥しらさぎと市内に発生する外来生物

本市では市民の鳥をしらさぎと定めています。しらさぎと呼ばれる鳥には、いろいろな種類がありますが、ここでは市内で見られるコサギを特に紹介します。

コサギは、くちばしは長めで年間を通して黒く、足の指だけが黄色です。夏羽では、羽冠と呼ばれる白い飾り羽があり、他のシラサギ類と区別できます。本州以南に留鳥として分布し、市内では金目川や水田等で見られます。



コサギ

本市は、東京から南西方向に約60 km、神奈川県のおぼ中央、相模平野の南部に位置し、約4.8 kmの海岸線から西北に広がる扇形で、相模川と金目川の下流域に発達した平野と、それを取り囲む台地と丘陵から形成されています。そのため、海、川、農地、里山などに、多くの動植物が生息しており、本市は、自然環境と人の生活が共生するまちです。

しかし、本来は生息していなかった生き物を人が持ち込むと、生活環境や農林水産業に対する被害などの発生や、もともとの生態系を破壊する恐れがあります。毛皮用やペットとして持ち込まれたアライグマなどは市内でも多く発生しています。また、食用・エサ用に持ち込まれたスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)やアメリカザリガニなども、水田等に生息しています。

また、植物でも、オオキンケイギクやアレチウリなどの定着が見られ、市民団体や事業者等による外来生物の防除や在来種の保護などの活動が行われています。

生態系の破壊を防ぐためにも、ペットなどの外来生物を野外に放さないなどのルール徹底が必要です。



アライグマ

2-2 里山を保全・再生します

■環境の現状と取組状況

- ・ 本市では、2004年度と2005年度に調査した「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」に基づき、西部丘陵地域の自然を保全・再生していくため、土屋頭無地区の山林の一部を自然環境復元モデル地域と位置づけ、市民の理解と協力を得ながら重点的に整備復元を進めています。
- ・ 西部丘陵地域の自然環境を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。
- ・ 市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」や、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。
- ・ 市民活動団体のほか、事業者による里山の保全・再生活動も実施されています。

■環境課題

- ・ 吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されている一方で、人の手が入らなくなったことによる里山の荒廃が進んでいます。こうした地域の課題を周知しながら、地域住民や市民活動団体、企業、行政などの参加・協働のもとで保全・再生の取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 里山の保全・再生とふれあいの推進

① 西部丘陵地域資源まちづくり支援

- ・ 地域住民や学術機関などとの連携を深めながら、西部丘陵地域の自然資源や地域資源を活かした交流やレクリエーションの場づくりを推進します。

② 市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進

- ・ 里山保全モデル地区での活動を踏まえ、里山保全・再生のための組織づくりを進めるとともに、市民を主体とした継続的な里山保全活動と里山体験を促進します。

③ 里山の自然とのふれあいの促進

- ・ 市民団体等との協働により、里山の自然環境を活用し、自然体験や自然の中での遊びなど、里山の自然とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|--------------------------------|
| まずはここから | ○ | ○ | 敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。 |
| | ○ | ○ | 自然を守る活動を支援しましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | ○ | 自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加しましょう。 |

2-3 水辺の自然を再生します

■環境の現状と取組状況

- ・ 平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景*に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されています。本市では、河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。
- ・ 河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。また、渋田川でも、美化ボランティア団体や地元自治会の清掃や草刈り、植栽などが行われています。
- ・ 相模川では、馬入花畑において、「馬入花畑の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせているほか、事業所で組織された平塚地区環境対策協議会や地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。
- ・ 「馬入水辺の楽校*」では、市民活動団体により豊かな水辺の自然環境にふれあえるイベントが行われています。
- ・ 平塚沖では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。
- ・ 「夏休みこども環境教室『海岸編』『川編』」を開催しています。

■環境課題

- ・ 相模川の河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。
- ・ 河川や海岸の美化活動・緑化活動を促進し、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組への参加を広げていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 川や海 of 自然環境の再生とふれあいの推進

① 川や海 of 自然環境の保全と再生

- ・ 川や海などの水辺の自然環境を保全・再生します。

② 川や海とのふれあいの促進

- ・ 市民団体等との協働により、水辺の自然環境を活用し川や海とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|---|
| まずはここから | ○ | | 洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。 |
| | ○ | | 食器の油汚れなどは、紙でふき取ってから洗いましょう。 |
| | ○ | ○ | 台所の排水溝に油や調理くずを流さないようにしましょう。 |
| | ○ | ○ | 浄化槽を適正に維持・管理しましょう。 |
| | ○ | ○ | 公共下水道、農業集落排水施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続しましょう。 |
| | ○ | ○ | 下水道が整備されていない地域では、浄化槽を設置しましょう。また、単独浄化槽は浄化槽に切り替えましょう。 |
| | | ○ | 排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | ○ | 多様な生物が生息する水辺空間を大切にし、保全活動に協力しましょう。 |
| | | ○ | 海の環境を保全するため、海岸・河川の美化や上流地域での植樹に取り組みましょう。 |

里地里山とは

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。



上空からみた西部丘陵地域

「重要里地里山」

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、全国で500箇所を「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)」として選びました。

次の3つの選定基準に照らし合わせて里地里山の生物多様性の状況を把握し、3つのうち2つ以上の基準に該当する場所を「重要里地里山」(人と生きもののくらしが交わる豊かな環境)としました。

基準1:多様で優れた二次的自然環境を有する里地里山

基準2:里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する里地里山

基準3:生態系ネットワークの形成に寄与する里地里山

本市においても、土沢地域が3つの選定基準に該当する場所として、「重要里地里山」に選定されています。

資料：環境省ホームページ

「里地里山の保全・活用」より作成 (<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html>)

2-4 農地を保全・活用します

■環境の現状と取組状況

- ・本市では、県内一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。
- ・農業者の高齢化や減少が加速する中、担い手の確保に努めるとともに、農作業の効率化を促進し、生産力の向上と持続性の両立を目指しています。
- ・市は、市民と農業とのふれあいを促進するため、農業体験や市民農園*の利用を進めています。
- ・地場農産物に関する情報発信やイベントでのPRに努めるとともに、学校給食における地場農産物の活用を推進しています。
- ・県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努めるGAP（農業生産工程管理）*の導入を推進しています。
- ・家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

■環境課題

- ・農地は食料供給の場だけでなく、保水機能や景観形成など様々な機能を持っています。農業の活性化を図り、農地が併せ持つこれらの多面的機能の充実につなげていくことが求められます。
- ・農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等、環境にやさしい農業を進めることが必要です。また、地産池消、農業体験など、地元農産物や地元農業に対する関心を高めていくことが必要です。
- ・有害鳥獣による農作物への被害などの問題が発生しています。鳥獣対策の取組を継続的に行うことが必要です。
- ・農水産業における重大なリスクの一つである記録的な大雨や高温など、気候変動に備えることが求められます。



平塚産農産物PRキャラクター「ベジ太」



JA湘南大型農産物直売所 あさつゆ広場

■施策の方向

施策1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進

① 農業活性化の推進

- ・ 農業生産環境の充実を図るとともに、担い手の確保・育成を進めます。
- ・ 農地の貸し借りの促進等により、農地の有効活用を図ります。
- ・ 省力生産、高品質生産を可能にし、持続的な農業を推進するため、スマート農業の普及促進を図ります。
- ・ 有害鳥獣による農業被害への対策を行います。

② 農業とのふれあいの促進（都市農業理解の促進）

- ・ 農業に対する理解を深めるため、農業者と消費者の交流等の機会を創出します。

③ 地産地消の推進

- ・ 地産地消を通じ、農業に対する関心を高めます。

施策2 環境に配慮した農業の推進

① 環境保全型農業の促進

- ・ 環境保全型農業を促進するため、農業者や生産組織に対する情報提供や、市民に対する積極的なPRを行います。

② 家畜排せつ物の適正処理と活用の促進

- ・ 家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、畜産農家における家畜排せつ物処理施設等の整備と適正な維持管理を促進します。

③ 自然環境に配慮した農業基盤の整備

- ・ 農業基盤の整備についても、自然環境に配慮した整備を推進します。

④ 気候変動への適応

- ・ 関係機関と連携して、高温への対応など、農業者や生産組織に対して、積極的に情報提供を行います。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|--|
| まずはここから | ○ | ○ | 地元の農産物を購入し、地産地消に努めましょう。 |
| | ○ | ○ | 有機栽培や低農薬栽培の農産物を買きましょう。 |
| | | ○ | 事業者は、最も身近な消費者である市民を対象に、農水産物を販売しましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | | 市民農園を利用しましょう。 |
| | ○ | ○ | 地場産の食材の活用や、伝統的な食文化を学び、伝承に協力しましょう。 |
| | | ○ | 特別栽培農産物などに積極的に取り組み、良好な農地の維持・保全に努めましょう。 |
| | | ○ | 農業者は、有機肥料・低農薬栽培に努めましょう。 |

3 快適な都市環境を保全・創造します

環境に配慮した交通ネットワークや清潔でうるおいのあるまちづくりを進め、まちの生活の質を高めます。

めざす姿

- みどりのネットワークが広がり、うるおいとやすらぎのあるまちになっています。
- 地域の貴重なみどりや歴史的資源などと調和した魅力ある景観を持つまちになっています。
- ポイ捨てや不法投棄がなくなり、清潔できれいなまちになっています。
- 環境負荷の少ない交通ネットワークが構築され、環境共生型の都市基盤整備が進んでいます。

関連するSDGsの目標



花とみどりのモデル地区



駅前大通り線（フェスタロード）の自転車歩行者道

3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくりま

■環境の現状と取組状況

<緑の保全、緑化の推進>

- ・本市の都市公園の面積は、2020年度末現在141.79ha、市民1人当たりになると約5.53㎡となっており、徐々に増加しています。
- ・本市では、「平塚市緑の基本計画（第2次）」に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。
- ・身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定や維持管理費に対する助成を実施しています。
- ・緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催しています。
- ・みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対する花苗等の配布や助成制度等による活動支援、市民に花の種の配布を実施しています。
- ・事業所等における緑化については、平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

<清掃美化>

- ・本市では、美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や各種団体の協力を得て美化キャンペーンを実施しています。
- ・市民又は事業者が特に積極的に美化活動に取り組んでいる地区については、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づき美化推進モデル地区を指定しています。美化推進モデル地区では、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容に沿ったさまざまな支援を行っています。

<景観の保全>

- ・本市では、平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」及び、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を2008年12月に制定しています。また、本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために2012年12月に平塚市屋外広告物条例を制定しています。
- ・まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。
- ・2008年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行し、建物の建築、道路や公園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

<ペット対策>

- ・飼っていた猫が遺棄され、野良猫が増えて排泄物や鳴き声などが生じたり、飼い犬の散歩の際に飼い主が排泄物を放置したりすることで、快適な生活環境に支障が出ています。本市では、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づき、ペットのふんの放置を禁止するとともに

に、野良猫の問題については、市民による繁殖制限を支援し、地域で猫を管理することでトラブルを軽減する地域猫活動に、市民団体との協働により取り組んでいます。

■環境課題

- ・ みどりは私たちの生活にうるおいと安らぎを与えるだけでなく、空気の浄化や生態系の保全、防災など、さまざまな機能を持っています。一方で、都市開発の進展などにより市内のみどりが減少傾向にあり、かつ市民の身近な環境の変化に対する実感として現れつつあるようです。みどりの多様な機能の発揮に配慮しつつ、社寺林や公園などのまとまったみどりを核として、広域的な水とみどりの環境をつないだネットワークを形成することが必要です。
- ・ 本市は、「平塚八景」をはじめとする、水とみどりに彩られた豊かな自然景観や、歴史的な面影が随所に残る文化景観といった、特色ある景観に恵まれています。これらの景観資源は、観光の振興や歴史・文化の継承、うるおいのある景観づくりなどの視点から、保全と活用に取り組むことが必要です。
- ・ 猫の繁殖力は非常に高く、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、野良猫であっても、捕獲し、殺処分することができないため、放置すれば雪だるま式に猫の数は増えていきます。これを抑制するための取組が必要です。猫にエサを与えることで癒しを得ている人と猫の糞や鳴き声などで迷惑している人との間でトラブルが発生するなど、地域コミュニティの問題となっており、地域ぐるみの取組が必要です。野良猫も本来は飼い猫が遺棄されたことが原因であること、ペットの排泄物の放置についても飼い主がその責任を自覚していないこと等がトラブルの原因であるため、飼い主への啓発が重要です。



扇松海岸通りのくろまつ（扇松）

■施策の方向

施策1 みどりのネットワークの形成

① 拠点となるみどりの確保

- ・ まとまったみどりの確保のため、社宮林や公園を核として市民との協働による緑化推進により市街地のみどりの保全を推進します。

② みどりのつながりの確保

- ・ 水辺・大磯丘陵・農地等の広域的に連続した環境を保全・再生し、水とみどりの環境をつなぐ「みどりのネットワーク」を形成します。

③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

- ・ 市民や事業所における緑化活動をより一層促進し、行政も含めて三者が一体となったみどりの保全と創造を推進します。

施策2 さわやかで清潔なまちづくりの推進

① さわやかで清潔なまちづくりの推進

- ・ 地域における自主的な美化活動を促進するため、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や美化・ポイ捨て防止キャンペーン等を通じ、清潔なまちづくりに向けた取組を行います。
- ・ 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づいて指定した美化推進モデル地区や市民・事業者の主体的な活動を支援するとともに、さわやかで清潔なまちづくりに向けた啓発活動に取り組んでいきます。

② ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進

- ・ 野良猫を減らし、猫による生活環境への被害を軽減するため、猫の不妊去勢手術を実施することを支援するとともに、市民団体との協働で地域猫活動に取り組みます。
- ・ 犬猫の新しい飼い主を探す譲渡会や飼い主のマナー講習会などのイベントを通じて、飼い主の自覚を促す取組を行います。



市民による緑化活動



なぎさプロムナード

施策3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

① 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

- ・ 景観計画及び景観条例等に基づいた平塚らしい良好な景観づくりを推進します。

② 平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用

- ・ 市民に対し、まちづくりに関する情報提供やアドバイスをを行い、市民が中心となった地域の景観づくりを促進します。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----------------------------------|--|
| まずはここから | ○ | | 海・山・川では、ごみは必ず持ち帰りましょう。 |
| | ○ | | 家のまわりや近くの公園の掃除をしましょう。 |
| | ○ | | たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、路上喫煙をしないようにしましょう。 |
| | ○ | | ベランダや庭のみどりを増やしましょう。 |
| | ○ | | ペットの飼育はルールを守り、ふん尿等を適正に処理し、又、放し飼いやなど行わないようにしましょう。 |
| | ○ | | 自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創造に協力しましょう。 |
| | ○ | | 市の歴史や文化について学び、知識や理解を深めましょう。 |
| | ○ | ○ | 住宅の新築・増改築や建物の整備などをするときは、周辺の景観との調和に努めましょう。 |
| | ○ | ○ | 除草や剪定など、所有地の管理を適正に行いましょう。 |
| | ○ | ○ | 敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。 |
| | ○ | ○ | 樹林地や農地にごみを不法投棄することは、絶対にやめましょう。 |
| さらにもう1歩 | | ○ | 工場・事業所の周辺の清掃などに積極的に取り組みましょう。 |
| | | ○ | 事業所の敷地に緑を多く取り入れ、周辺環境の向上に貢献しましょう。 |
| | | ○ | 平塚市屋外広告物条例を守るとともに、屋外広告物の定期的な点検を行い、安全管理に努めましょう。 |
| | ○ | ○ | 有形・無形の文化財や歴史的遺産を守り、次世代に継承しましょう。 |
| | ○ | ○ | 自宅や工場・事業所の敷地内や建物の壁面・屋上等の緑化を推進しましょう。 |
| | ○ | ○ | 道路沿いの緑化や生垣の設置に努め、みどりのつながりをふやしましょう。 |
| | ○ | ○ | 緑地空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう。 |
| ○ | ○ | 地域の清掃活動や美化活動、地域の緑化活動に積極的に参加しましょう。 | |
| ○ | ○ | 春と秋の「まちぐるみ大清掃」に参加しましょう。 | |
| ○ | ○ | 市内のみどりを増やすため、「みどり基金」に募金しましょう。 | |

3-2 環境共生型のまちをつくります

■環境の現状と取組状況

- ・ 東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ本市大神地区を新たな道路橋で結び、川の東西両地区を一体とした環境共生モデル都市「ツインシティ[※]」について、本市では環境への負荷の低減等に配慮した、ツインシティ大神地区のまちづくりを進めています。

※ 58 頁にコラムによる解説があります。

- ・ 交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、各交通機関の連携、関係者との協議のもと、道路網、鉄道網、バス網の利便性の向上、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境に配慮した交通施設の整備など、総合的な交通施策に取り組んでいます。
- ・ また、自転車の利用しやすい街づくりを進めるため、自転車レーンや矢羽根マークなどの自転車通行帯の整備、自転車等駐車場の整備を推進しています。

■環境課題

- ・ 人の移動や物の輸送が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省エネ省資源型に転換されるとともに、市民が過度に自家用自動車に依存しないライフスタイルを浸透していくことが重要です。
- ・ 引き続き、地域住民や立地企業を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討・取組を行っていくことが必要です。



矢羽根マーク

■施策の方向

施策1 環境共生モデル都市の形成

① ツインシティの形成に向けた取組の推進

- ・ 地域住民や立地企業を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討・取組を行います。
- ・ 新幹線新駅を中心とした交通網の整備について、県に要請します。
- ・ 平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合において進められている、土地区画整理事業を促進します。

施策2 交通の円滑化の推進

① 交通による環境負荷の低減

- ・ 渋滞対策、新たな交通マネジメントや交通システム整備を推進し、環境にやさしい効率的な交通体系の実現に向けて取り組みます。
- ・ 自家用自動車に過度に依存しない交通行動への誘導を図るため、公共交通関係機関との協議を通じ、引き続き利用者の利便性の向上を促進します。

② 自転車の利用しやすいまちづくり

- ・ 自転車利用者の利便性を高めるため、自転車通行帯や駐輪場の整備を進めます。

③交通の分散と円滑化

- ・ 交通の分散と円滑化を図るため、新しい公共交通システムの検討を行います。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|---|
| まずはここから | ○ | | 自転車は、決められた場所にとめましょう。 |
| | ○ | | 自転車の利用マナーを守りましょう。 |
| | ○ | ○ | 自家用自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒歩にしましょう。 |

ツインシティ

ツインシティのまちづくりは、東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ平塚市大神地区を新たな道路橋で結び、川の東西両地区が一体となった環境共生モデル都市を形成することを目的としています。本市は、その一翼を担うツインシティ大神地区（68.8ha）を、平塚市総合計画や平塚市都市マスタープランにおいて、本市の「北の核」と位置付け、新たなまちづくりを進めています。

環境に配慮し、周辺道路交通網である圏央道や新東名高速道路の整備効果も活かした、新たな産業の創出や魅力ある施設の誘致によって、居住人口の増加や広域的な交流連携、雇用の創出等により、平塚市全体への経済活動の波及が期待できます。

現在、ツインシティ大神地区では組合施行による土地区画整理事業が進められています。



3-3 気候変動に適応したまちをつくります

■環境の現状と取組状況

- ・ ヒートアイランド現象*による気温上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。
- ・ 猛暑日の観測日数が増加する傾向にあります。
- ・ 台風や前線の影響による集中豪雨など激甚化する自然災害に対し、的確な避難情報を発令できるよう防災体制の整備を進めています。
- ・ 各種ハザードマップ*を周知するなど災害想定に応じた防災意識向上を図っています。また、ひらつか防災気象ウェブにより気象情報等の提供を行っています。
- ・ 民間企業と協定を結び、熱中症対策を進めています。

■環境課題

- ・ 市街地の熱によるヒートアイランド現象を抑制していく必要があります。
- ・ 近年多発している集中豪雨など、激甚化する風水害への対応を更に強化していく必要があります。
- ・ 熱中症予防のため、効果的な予防行動が取れるよう具体的な情報発信を進めていく必要があります。

■施策の方向

施策1 ヒートアイランド対策の推進

① ヒートアイランド対策の推進

- ・ 省エネが進むよう、緑と水を活用した熱対策に取り組みます。
- ・ エネルギーの利用による人工排熱を抑制するため、家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。

施策2 風水害対策の強化

① 防災対策の推進

- ・ 災害時に的確な避難情報の発令、適切な応急対策が実施できるように、国、県、関係機関等との連携を深めるとともに災害対策本部機能強化に向けた体制整備や訓練を実施します。
- ・ 地域の災害想定に応じた適切な避難行動が行えるよう各種ハザードマップを用いたマイ・タイムラインを作成する訓練を実施します。

② 浸水対策の推進

- ・ 土のうステーション、フラップゲート（逆流防止弁）*の設置や管きよの築造工事等を進めます。
- ・ 従来の想定を超えた降雨量の発生を考慮し、浸水しないまちとして、構想づくりを進めます。

施策3 熱中症対策の推進

① 熱中症対策の推進

- ・ 熱中症警戒アラート*の情報展開とそれを活用した熱中症予防に取り組みます。
- ・ 熱中症予防にノウハウのある民間企業と連携し、熱中症対策の啓発を進めます。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|--|
| まずはここから | ○ | | ハザードマップと避難所の確認をしましょう。 |
| | ○ | ○ | 気候変動によって起こる問題を確認しましょう。 |
| | ○ | ○ | 気象情報を確認しましょう。 |
| | ○ | ○ | 熱中症にならないよう、こまめな水分補給や塩分補給をしましょう。 |
| | ○ | ○ | エアコンは省エネ温度(夏28度、冬20度)に設定し、フィルターはきれいにしましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | | 大雨や洪水に備え、備蓄品の準備をしましょう。 |
| | ○ | ○ | グリーンカーテンを設置しましょう。 |
| | ○ | ○ | 熱中症警戒アラート発令時のイベント開催の可否を検討しましょう。 |
| | ○ | ○ | 省エネラベルなどを参考に、省エネルギー型製品の選択、利用に努めましょう。 |
| | | ○ | 事業者は、避難経路の徹底をしましょう。 |
| | | ○ | エレベーター、空調設備、OA機器等のオフィス設備の省エネルギー化を進めましょう。 |

4 地球環境保全へ貢献します

地球環境保全のため、家庭や事業所での節電などの省エネの取組や、再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器（燃料電池・コージェネレーション等）の導入の推進などにより、日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を削減するとともに、循環型社会の実現に向けて、「5R」の取組などを推進します。

めざす姿

- 環境に配慮した日常生活や事業活動が定着し、二酸化炭素排出量の削減が進んでいます。
- 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理が進み、循環型社会が実現されています。
- 環境保全のための広域的な取組が進んでいます。

関連するSDGsの目標



環境事業センター



市庁舎本館の太陽光パネル

4-1 脱炭素社会の実現に向けて取り組みます

■環境の現状と取組状況

- ・ 本計画の基準年度である 2013 年度の二酸化炭素総排出量は 186 万 2 千 t-CO₂ で、前計画の基準年度である 1990 年度と比較して約 7 万 4 千 t-CO₂ 削減されました。2018 年度は、180 万 3 千 t-CO₂ で、これは、2013 年度と比較して、約 6 万 t-CO₂ の削減となっています。部門別の二酸化炭素排出状況については、2013 年度と比較して産業部門を除く、民生家庭、民生業務、運輸、廃棄物の 4 部門が減少しています。
- ・ 温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO₂CO₂ (コツコツ) プラン」への参加の呼びかけや、環境教室等を開催し、再生可能エネルギーの重要性について学ぶ機会を提供しています。また、年間の一次消費エネルギー量の収支をプラスマイナスゼロにする住宅 (ZEH) の建築者に対して、費用の一部を補助し、環境に配慮した住宅の普及を図っています。
- ・ 「COOL CHOICE」に賛同し、市民の行動変容を促しています。
- ・ 環境に配慮した事業活動を促進するため、事業者の太陽光発電システム・省エネルギー機器等の導入に対する支援など、企業による環境への取組を支援しています。

■環境課題

- ・ 市民一人ひとりの日常的な活動と、事業所のオフィス活動が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省資源・省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルに転換し、浸透・定着を図っていくことが重要です。
- ・ エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマス*などの再生可能エネルギーの導入を一層進めることが必要です。
- ・ 地域循環共生圏を構築するため、再生可能エネルギーを導入促進する事業の展開が必要です。
- ・ コージェネレーション、ヒートポンプ*などの高効率給湯器や高効率空調機、石油・石炭に比べて二酸化炭素の排出の少ないエネルギー源である天然ガスへの利用転換など、エネルギーの利用効率を高める技術の導入・普及を促進していくことが必要です。

■施策の方向

施策 1 脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進

① 脱炭素社会に対応するライフスタイルの普及促進

- ・ 環境に配慮したくらしの浸透・定着を図るため、家庭向けに情報発信や実践への支援を推進し、地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE」の促進に取り組みます。
- ・ 環境に配慮したくらしを広げていくため、「ひらつかCO₂CO₂プラン*」への取組の呼びかけや、日常生活における環境配慮に関する情報提供を行います。

施策 2 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進

① 一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進

- ・ 太陽光発電や燃料電池、コージェネレーション等の導入を促進します。
- ・ 建築物省エネルギー性能表示制度などの活用による省エネルギー機器等の導入を促進するとともに、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の認知の向上と、その普及を促進します。
- ・ 二酸化炭素の排出を削減できる技術・設備について、継続的な情報収集を行うとともに、導入を支援します。
- ・ 再生可能エネルギー導入や二酸化炭素排出量の少ない電力への切替を関係機関等と連携して進めます。

② 環境に配慮した次世代自動車等の導入促進

- ・ 自動車からのCO₂排出量の削減を進めていくために、ハイブリッド自動車（HV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）など、次世代自動車や低公害自動車の普及を促進します。また、次世代自動車や低公害自動車を実際に見たり触れたりできる機会を提供します。
- ・ 路線バスの電動化を促進するほか、EVのシェアリングサービスなどを活用した交通システムを検討します。
- ・ 公共施設に電気自動車用急速充電器を設置し、EVやPHVの普及に取り組みます。
- ・ FCVの普及促進のため、水素ステーションの誘致について、研究・検討を進めます。

③ 再生可能エネルギー等の地産地消の促進

- ・ 再生可能エネルギーを地産地消できる仕組みの検討や地域新電力会社の設立に向け研究を進めるとともに、市民や事業者が、再生可能エネルギーの電力を積極的に有効活用できる仕組みの研究を進めます。
- ・ 一定区域において、再生可能エネルギーの導入とその活用を促進することで、その区域の電力消費による二酸化炭素排出量を実質ゼロとなるような取組を進めます。
- ・ 環境事業センター*での焼却熱を利用して発電された電力の更なる利活用など、その仕組みづくりに取り組みます。

④ 脱炭素社会へ向けた技術革新への支援

- ・ 波力発電の開発に取り組む平塚海洋エネルギー研究会などの研究開発を支援することで、地域資源を活用した新産業の創出を促進し、地球温暖化対策に寄与します。
- ・ 再生可能エネルギー関連の新たな技術に関する情報を積極的に収集するとともに、それらについて産学との共同研究への支援をはじめ、あらゆる施策を検討します。

施策3 市の事業活動における環境への配慮

① 市の事業活動における環境への配慮

- ・ 温対法に基づき、市は事務事業の実施に関し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、P D C Aサイクルに基づく実効的・継続的な温室効果ガス排出削減に努めることが求められています。市は、事業者や市民等の模範となるよう自ら率先して取り組みます。
- ・ 公共施設への太陽光発電設備の導入や再生可能エネルギー100%の電力の調達など、事務事業においても2050年に二酸化炭素排出量が実質ゼロとするための取り組みを進めます。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|---------|---|--|
| まずはここから | ○ | | 台所で野菜や食器を洗う時は、水道を止めて「ため洗い」にしましょう。 |
| | ○ | | シャワーを使う時間を短くしましょう。 |
| | ○ | | 風呂はお湯が冷めないよう、使用後はフタをしましょう。 |
| | ○ | | テレビを見る時間を減らし、止める時は主電源も切りましょう。 |
| | ○ | | 冷蔵庫は詰め込みすぎないようにし、季節ごとに温度設定を調節しましょう。 |
| | ○ | | おふろの残り湯は、洗濯、洗車、植木の散水などに利用しましょう。 |
| | ○ | | パソコンやテレビゲームの使用時間を減らしましょう。 |
| | ○ | | 電気炊飯器や電気ポットは、長時間保温するより、必要な時に温め直し、沸かし直しましょう。 |
| | ○ | | 掃除機を使う時は、フィルターなどの手入れをしてから使いましょう。 |
| | ○ | | アイロンはまとめてかけるようにして、余熱も上手に使いましょう。 |
| | ○ | | ヘアドライヤーの使用時間を減らしましょう。 |
| | ○ | ○ | 水はこまめに止めましょう。 |
| | ○ | ○ | 電気はこまめに消しましょう。 |
| | ○ | ○ | エアコンは省エネ温度(夏28度、冬20度)に設定し、フィルターはきれいしましょう。 |
| | ○ | ○ | エコマークやグリーンマークなどがついた商品の購入・利用に努めましょう。 |
| | さらにもう1歩 | ○ | |
| ○ | | ○ | 住宅や事業所、店舗を新築や改築する時は、省エネ性能の高い建物にしましょう。 |
| ○ | | ○ | 冷房効果を高めるため、カーテン、ブラインド、すだれを上手に利用しましょう。 |
| ○ | | ○ | 照明を取りかえる時は、白熱電球からLED電球にかえましょう。 |
| ○ | | ○ | 雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用しましょう。 |
| ○ | | ○ | 省エネラベルなどを参考に、省エネルギー型製品の選択、利用に努めましょう。 |
| ○ | | ○ | 車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。 |
| ○ | | ○ | 太陽熱利用施設や太陽光発電施設を利用しましょう。 |
| ○ | | ○ | 燃料電池や自家発電機を導入しましょう。 |
| | | ○ | オフィスなどで省エネ行動、節水行動を組織化して実践しましょう。 |
| | | ○ | エレベーター、空調設備、OA機器等のオフィス設備の省エネルギー化を進めましょう。 |
| | | ○ | 石油や都市ガスなどのエネルギー源から、熱や電気など複数のエネルギーを合わせて発生させるコージェネレーションの導入に努めましょう。 |
| | | ○ | 雨水の利用や工場冷却水の再利用に努めましょう。 |
| | | ○ | 共同の輸送や配送など、物流の合理化・効率化を図りましょう。 |
| | | ○ | 長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めましょう。 |
| | | ○ | 生産、流通、販売、サービスなど事業活動の各段階で、エネルギー利用の効率化や改善に努めましょう。 |
| | ○ | リサイクルしやすい素材や構造に改良するなど、省エネルギー関連の技術開発に努めましょう。 | |

4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます

■環境の現状と取組状況

- ・ 2004年4月に平塚市リサイクルプラザ（愛称くるりん）を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。市民一人当たりのごみ排出量は目標を達成し、ごみの資源化率は目標と同程度の水準となっています（10頁参照）。
- ・ また、2013年10月に稼働した環境事業センターは、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会の実現に貢献しています。
- ・ 本市では、不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。
- ・ 家庭系ごみの減量化や資源化のさらなる促進のため、市内一部地域で、家庭系可燃ごみの戸別収集の社会実験を実施しました。
- ・ プラごみの削減と資源化のため、適正な分別の実施を啓発しています。
- ・ 食品ロスとは、「直接廃棄・過剰除去・食べ残し」の3つの要因に由来する「まだ食べられる食品」が廃棄されることです。2018年度の日本国内で発生している食品ロスは、年間約600万トンこれを国民1人当たりで換算すると、1日当たり約130g茶碗約1杯分のご飯の量に相当）が食品ロスとして廃棄されている計算となります。本市では、市民団体とフードドライブを協働で実施するなど、食品ロス削減活動を行っています。
※ 数値については、「総務省人口推計（2018年10月1日）、2018年度食料需給表（確定値）」を参考にしています。
- ・ 本市では、「平塚市ごみ通信」や「ひらつかCO₂CO₂プラン」を通して市民への啓発を行うとともに、学校給食の残食減量などに取り組んでいます。

■環境課題

- ・ 環境への負荷を低減した循環型社会への転換を図るため、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出した場合は資源として最大限活用し、活用できない場合は廃棄物として適正に処理を行うことが必要となっています。
- ・ 廃棄物の適正な処理を促進し、地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止に取り組むことが必要です。
- ・ 海洋プラスチックごみ問題や廃プラスチックの有効利用に向けた対応のため、プラスチック資源循環の一層の推進が必要です。
- ・ 消費者が食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善することが重要であり、市民、事業者及び行政等の各主体が連携して取り組んでいくことが求められています。
- ・ 地域循環共生圏の構築に向け、環境事業センターで発電された電力の更なる利活用に取り組む必要があります。

■施策の方向

施策 1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

① 廃棄物の発生抑制の推進

- ・ ごみの焼却処理から排出される二酸化炭素を減らすとともに、大量消費型の社会を循環型社会に転換していくため、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）、Renewable（リニューアブル）の5Rを推進し、ごみの減量化に取り組みます。
- ・ 県と連携し、市民や関係団体の取組を積極的に支援し、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減を進めます。
- ・ 家庭系可燃ごみの戸別収集を、社会実験結果等を踏まえ、市内全域で進めます。
- ・ プラごみの削減に向けた適正処理の取り組みが広がりを見せるよう、情報共有や働きかけを進めます。
- ・ 海洋プラスチック問題は、陸域からのごみの流出が起因しており、それを防ぐため県や他自治体、市民団体等と連携して啓発や清掃活動に取り組みます。

② 廃棄物の資源化・適正処理の推進

- ・ 廃棄物や排水の処理からは、焼却熱や排水が持つ熱、汚泥や有機ごみなどを原料としたバイオ燃料などが得られます。このため、民間に向けた導入支援や情報提供を推進し、廃棄物・排水からのエネルギーの利用促進に取り組みます。
- ・ また、バイオマス発電等、再生可能エネルギーの発電施設の誘致について、研究を進めます。
- ・ 国等の動向を注視しながら、プラスチック使用製品廃棄物*の分別収集や再商品化に向けた研究を進めます。
- ・ 廃棄物を適正に処理するため、大磯町・二宮町と連携した広域的なごみ処理の適正な運用を進めます。
- ・ 財団法人かながわ海岸美化財団が回収した平塚海岸等に漂着・散乱したごみについては、市施設での処理を継続します。

施策 2 不法投棄防止対策の推進

① 不法投棄防止対策の推進

- ・ 不法投棄をしない、させない地域環境づくりに向け、継続的なパトロールの実施や看板設置、啓発事業を実施します。
- ・ 新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物を早期に回収します。
- ・ 不法投棄者の追跡調査を強化します。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|--|---|
| まずはここから | ○ | | 買い物時は、マイバッグ等を持参しましょう。 |
| | ○ | | シャンプーや洗剤等は、詰め替え式のものを選びましょう。 |
| | ○ | | 資源再生物の分別を徹底し、指定の収集日に出しましょう。 |
| | ○ | | 食べ物を大切にし、直接廃棄、過剰除去、食べ残しを減らしましょう。 |
| | ○ | | 紙コップ、わりばし、紙ナプキン、プラスチック製のスプーンやストローなどの使い捨てのものは、使用しないようにしましょう。 |
| | ○ | | 資源の大切さを認識し、物を大切に長く使うことを意識しましょう。 |
| | ○ | | 集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力しましょう。 |
| | ○ | ○ | 生ごみは水切りを徹底し、可燃ごみの量を減らしましょう。 |
| | ○ | ○ | 不法投棄や不適正排出は絶対にしないようにしましょう。 |
| | | ○ | 分別回収ボックスの設置などにより、ごみの分別を徹底しましょう。 |
| | | ○ | 過剰梱包・過剰包装をやめましょう。 |
| | | ○ | 部品、材料、梱包材、包装材、オフィス用品などは、環境に配慮したものを購入しましょう。 |
| | | ○ | 商品の輸送では、通い箱など、ごみを出さない容器を使用しましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | | ばら売りやはかり売りをしているものを選びましょう。 |
| | ○ | | 資源再生された素材を多く利用している商品を選びましょう。 |
| | ○ | | 充電式電池やソーラー式の商品を買きましょう。 |
| | ○ | | 食材を無駄なく使うようにこころがけ、エコクッキングやエコメニューを取り入れるなど、ごみを出さない工夫をしましょう。 |
| | ○ | | 電子レンジの加熱には、ラップではなく、ふたつき容器を使用しましょう。 |
| | ○ | | コンポスターを利用して、ごみを堆肥化してみましょう。 |
| | ○ | | 「ごみ減量化・資源化協力店」を積極的に利用しましょう。 |
| | ○ | ○ | 余った食品は、捨てるのではなく、フードドライブやフードバンクに寄付しましょう。 |
| | ○ | ○ | 紙は再生紙を使い、両面を使用しましょう。 |
| | ○ | ○ | 市民、商店街や事業者が協力合って、リサイクルシステムの確立などの環境保全に取り組みましょう。 |
| | ○ | ○ | 不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市や警察に連絡しましょう。 |
| | | ○ | 事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理しましょう。 |
| | | ○ | 食品廃棄物等の発生抑制や食品リサイクル等の再資源化に取り組みましょう。 |
| | | ○ | 「ごみ減量化・資源化協力店」に登録し、ごみの減量やリサイクルに取り組みましょう。 |
| | | ○ | 再生資源を使用した商品、再生可能な商品、詰め替え商品など環境に配慮した商品を重点的に販売しましょう。 |
| | | ○ | 販売事業者は、再使用可能な製品(リターナブルびんなど)の流通を図るとともに、その回収に努めましょう。 |
| | ○ | 製造業者は、長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めましょう。 | |

5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します

環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の活動を促進するため、情報提供や環境教育の実施などによる支援を行います。

めざす姿

- 「環境市民」のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されています。
- 充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっています。
- 地域での環境保全活動や環境教育が活発に行われています。

関連するSDGsの目標



中学校でのわかば環境 ISO の活動



子ども環境教室（里山編）

5-1 環境教育・環境学習を推進します

■環境の現状と取組状況

<学校等での環境教育>

- ・ 「わかば環境 I S O*」(学校版環境 I S O制度)に沿って、すべての公立幼稚園・認定こども園・小中学校と、私立幼稚園・認定こども園で、学校ぐるみ、園ぐるみの特色ある環境教育を進めています。
- ・ 小学校4年生を対象に、身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級*」を毎年実施しています。また、学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、2007年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。

<地域での環境保全活動>

- ・ 市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、市による連携した活動が展開されています。
- ・ 環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等が行われています。

<環境学習の機会>

- ・ 子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催しているほか、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室(びわっ子クラブ)」や「生き物観察会」、「野鳥観察会」などが開催されています。
- ・ 学校や地域を対象に、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。

■環境課題

- ・ 環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民を増やし、取組を広げていくことが必要です。
- ・ 市民団体による環境保全活動や環境啓発活動を継続していくため、新たな担い手の人材育成が必要です。
- ・ 次世代を担う子どもたちが、身近なことから環境問題について関心を持ち、環境保全のために行動できるよう、幼稚園や小中学校等における一貫した環境教育が必要となっています。

■施策の方向

施策1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

① 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校での環境学習の推進

- ・ 総合的な環境学習の仕組みである「わかば環境ISO」を活用し、幼稚園・認定こども園や小中学校で特色ある取組がより充実していきけるよう支援します。

② 学校などでの環境学習の支援

- ・ 市民団体や市内事業者との連携も図りながら、環境をテーマにした環境学習情報の充実を図るなど、環境学習の機会が増えるよう支援します。

施策2 地域における環境教育・環境学習の充実

① 子どもを対象とした環境教室等の開催

- ・ 子どもを対象とした環境教室等の充実を図るとともに、子どもの自主的な環境活動を促進します。

② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進

- ・ 子どもから大人まで幅広い年齢層の人が環境について理解を深められるよう、青少年育成事業や生涯学習関連事業と連携し、さまざまな場面で環境について考える機会を提供していくとともに、市民活動団体等と連携した講座やイベントを開催します。
- ・ 市民や事業者が、地球温暖化、気候変動などに対する知識や理解を深め、適切な対策、行動を実施していきけるよう、情報発信や学習機会の提供、学びや実践を広げる活動への支援を推進し、地球温暖化に関する環境学習の普及に取り組みます。

③ 人材育成

- ・ 環境教育・環境学習を実践できる人材の拡大を図るため、市内の環境保全団体や大学等との連携を図るほか、若い世代を含めて人材を発掘・育成します。
- ・ 環境分野の専門知識やノウハウを備えた指導者、環境保全活動の連携を行う調整役（コーディネーター）などの人材の育成と活躍促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|---|
| まずはここから | ○ | | 家族や友人と自然にふれあう機会を増やし、自然の現状や大切さを学びましょう。 |
| | ○ | | 環境に関する講演会や自然観察などに参加しましょう。 |
| | ○ | | 参加型の環境調査やイベントに積極的に参加しましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | ○ | 環境学習に参加し、大気汚染や水質汚染、騒音、ごみ問題などの身近な環境問題、地球温暖化などの地球環境問題について理解を深めましょう。 |
| | ○ | | 環境を守るための情報を発信しましょう。 |
| | | ○ | 地域活動や講座を通して知識や経験を深め、環境活動のリーダーをめざしましょう。 |
| | | ○ | 従業員に対し、計画的に環境教育・研修を実施しましょう。 工場見学会の実施や環境報告書の発行等により、積極的に環境情報の提供を行いましょ。 |

5-2 市民等の取組や連携を支援します

■環境の現状と取組状況

- ・ 「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。
- ・ 緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会及びごみ減量化・資源化に取り組むごみ減量化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やちらしの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。
- ・ 市内の環境保全を目的とする企業が集まり、平塚地区環境対策協議会として、活動しています。

■環境課題

- ・ 日常生活や事業活動における環境配慮の取組を広げていくため、具体的な行動を示したり、ライフスタイルの変革に向けた情報の提供や提案をしたりすることが必要です。
- ・ 多様な活動主体同士の連携・交流を促進し、地域の課題解決につながる環境保全活動を進めるための協働による取組を進めることが必要です。

■施策の方向

施策1 市民活動や企業の取組に対する支援

① 市民の環境保全活動に対する支援

- ・ 市民活動の活性化を図るため、財政面・活動面での支援を行います。特に環境関係の市民活動団体については、地域の環境保全活動を担う存在として、それぞれの活動内容に応じた支援を行います。

② 企業による地域の環境保全活動への支援

- ・ 企業の環境に配慮した事業活動を促進するため、環境配慮に向けた取組の支援を行います。

③ 環境保全団体のネットワークづくりの促進

- ・ 環境保全に向けた情報交換・意見交換や、活動状況の発信の場である「ひらつか環境ファンクラブ」の活動を促進します。

■市民・事業者等による取組

| ステップ | 市民 | 事業者 | 環境への配慮 |
|---------|----|-----|---|
| まずはここから | ○ | | 地域の美化活動や里山保全活動等の市民活動に参加しましょう。 |
| | ○ | ○ | 自分たちが取り組んでいる環境保全活動を発表し、情報を提供しましょう。 |
| | ○ | ○ | 環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょう。 |
| さらにもう1歩 | ○ | ○ | 市民・事業者・環境保全活動団体・市で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図りましょう。 |

ひらつか環境ファンクラブについて

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や環境保全活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会等の活動を実施しています。

会員は、18歳以上の個人か市内で活動している団体で、環境保全活動を実践している人や、環境に興味のある人を対象としており、身近なごみ問題から自然環境保全、地球温暖化対策など、さまざまな分野で活動をしている市民が登録されています。

ひらつか環境ファンクラブの活動

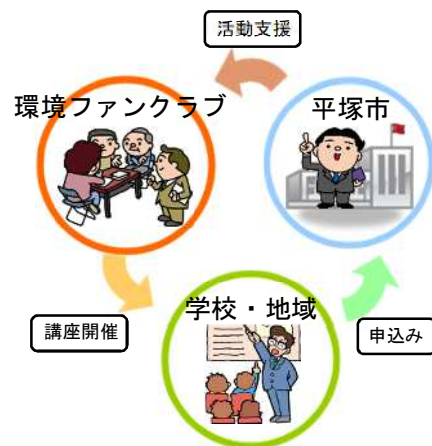
○環境・地球温暖化対策出前講座

学校や地域における環境学習機会の増加と学習内容の充実を図り、環境に対する市民の一層の理解と協力を呼びかけるため、豊富な知識と経験を有し、市内で活躍しているひらつか環境ファンクラブ会員を講師として派遣しています。

この出前講座では、身近な節電の取組やエネルギーに関すること、食べ物を通して世界の環境を学ぶなど、多様な講座を開催しています。

○各種イベント・講座の開催

ひらつか環境ファンクラブでは、会員のネットワーク化を図るため、活動発表会や環境パネル展などを開催するとともに、環境分野の市民活動団体などの活性化を図るため、環境活動を率先して行う市民を養成する「平塚市環境市民講座」などを実施しています。また、会員及び市民の環境意識啓発を図るため、平塚市緑化まつり、ひらつか環境フェア等で環境教室を開いています。



平塚市環境市民講座



ひらつか環境フェア

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

本章では、本計画の推進に向けて、推進体制や進行管理の仕組みを定めます。

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、平塚市環境審議会（以下「環境審議会」という。）において、進行状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

（1）平塚市環境審議会

本市では、環境基本法第44条及び環境基本条例第22条に基づき、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議を行う附属機関として、環境審議会を設置しています。

環境審議会の委員は、公募による市民、環境保全に取り組んでいる団体、事業者、学識経験者から構成されています。

本計画の進行状況については、これまでも毎年度、環境審議会において点検を行っており、今後も引き続き点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

（2）協働による取組の推進

市民や事業者等による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるよう、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、環境保全活動に関する市民や事業者への普及啓発や市との連絡調整のため、市民や市民活動団体、事業者などにより構成される「ひらつか環境ファンクラブ」と連携しながら、協働による取組の推進を図ります。

（3）国・県・他地域との連携

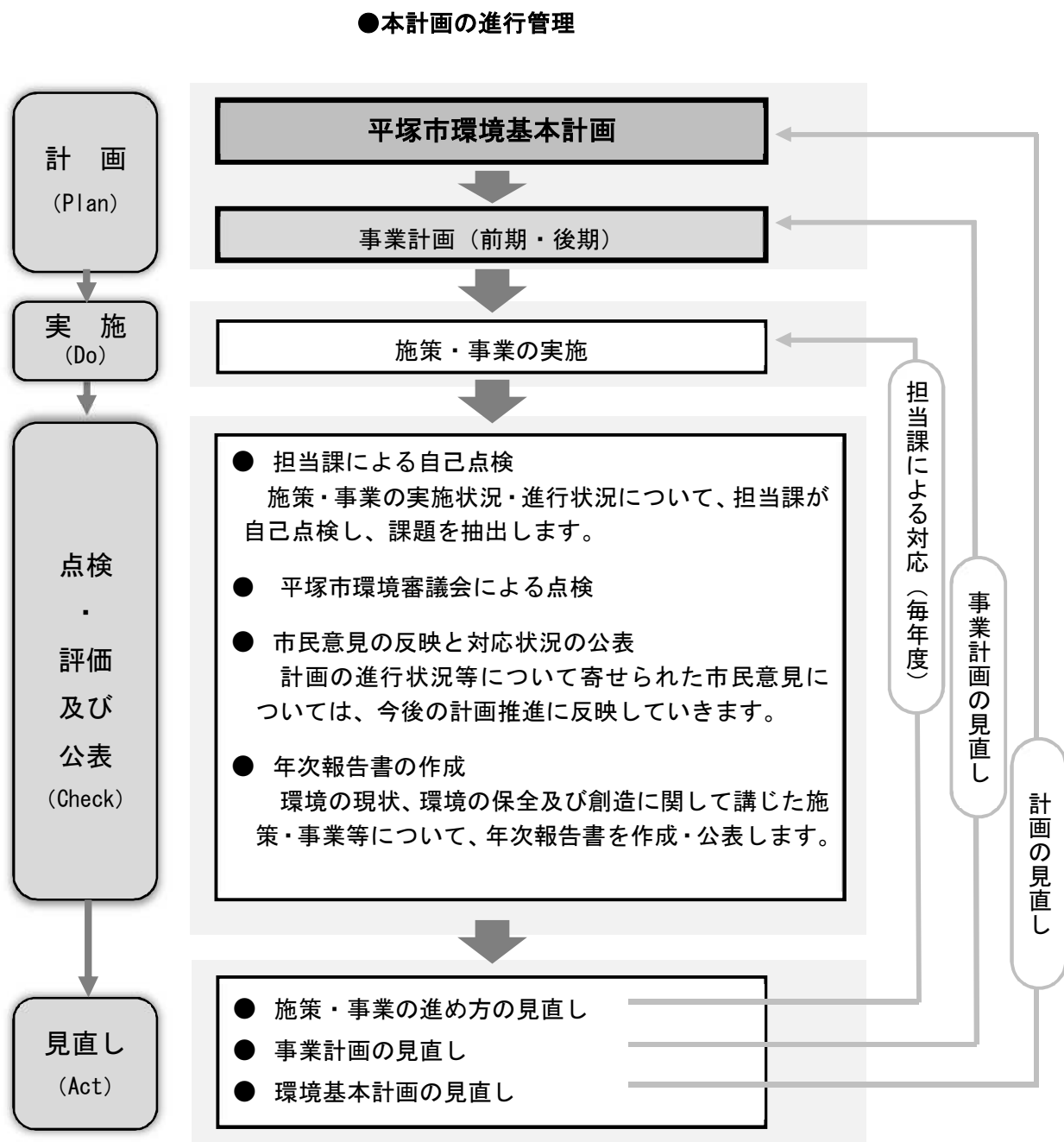
大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応については、国や県、他地域との連携を図りながら、広域的な視点から取組の推進を図ります。

（4）庁内関係課との連携

本計画の推進にあたって、庁内連携し、施策の推進や、事業の進行状況の確認等を行います。

2 進行管理のしくみ

本計画の着実な推進を図るため、計画期間の前期及び後期における事業計画を策定し、次図に示すPDCAサイクルにより、進行管理を行います。



3 事業計画による施策・事業の推進

本計画の着実な推進を図るために、計画期間内の前期又は後期における市の施策・事業の内容を明らかにする事業計画を策定し、成果や改善点のフィードバックをしながら各施策を進めていきます。

事業計画では、本計画の「第6章 環境の分野別の方針」に沿って、前期又は後期における市の施策・事業を取り上げ、「事業内容」及び「担当課」を明確化します。

特に、本計画で設定した重点テーマに沿った重点施策については事業計画において、「事業目標・指標」及び「実施スケジュール」を定めます。

參考資料

参考資料

1 平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日制定

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞りに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第22条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。

(4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を市民等の参加の下に推進すること。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(行動計画の策定等)

第11条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるように、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(規制の措置等)

第16条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、平塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第22条並びに附則第2項第2号及び第3項の規定は、平成11年1月1日から施行する。

(住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)

(2) 住みよい環境の確保に関する審議会条例(昭和48年条例第32号)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に、「、平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」を加える。

(緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正)

5 緑化の推進および緑の保全に関する条例(昭和50年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)に基づき」を「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」に改める。

(平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

6 平塚市埋立て等の規制に関する条例(平成10年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)」を「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)」に改める。

2 中間見直しの検討経過

(1) 環境審議会における審議

【2021年度】

| 開催年月日 | 審議内容等 |
|------------------------|---|
| 第1回平塚市環境審議会 7月2日(金) | 平塚市環境基本計画の中間見直しについて など 平塚市長からの諮問 |
| 平塚市環境審議会部会 10月1日(金) | 平塚市環境基本計画中間見直し素案(案)について など ※新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での開催ではなく、 書面での審議を実施しました。 |
| 第2回平塚市環境審議会 2月1日(火) | 答申書案の検討について など ※新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での開催ではなく、 書面での審議を実施しました。 |
| 2月21日(月) | 平塚市環境審議会からの答申 |

(2) 環境審議会委員名簿

(敬称略)

| 氏名 | 所属等 |
|----------|---------------|
| 会長 室田 憲一 | 東海大学教養学部教授 |
| 副会長 堀 久男 | 神奈川大学理学部教授 |
| 石崎 哲男 | 公募市民 |
| 小島 明子 | 公募市民 |
| 山口 一薫 | 公募市民 |
| 山口 洋子 | 公募市民 |
| 秋山 博 | 平塚市自治会連絡協議会 |
| 齋藤 美代子 | ひらつか環境ファンクラブ |
| 柳川 三郎 | ひらつか環境ファンクラブ |
| 小宮 義雄 | 平塚市ごみ減量化推進委員会 |
| 府川 佳男 | 平塚市漁業協同組合 |
| 小倉 実治 | 平塚商工会議所 |
| 小宮 章裕 | 湘南農業協同組合 |
| 近藤 修一 | 平塚地区環境対策協議会 |
| 坂本 広美 | 神奈川県環境科学センター |

(2022年3月末現在)

(3) 環境審議会 諮問・答申

【諮問】

3平環政第155号

令和3年(2021年)7月2日

平塚市環境審議会
会長 室田 憲一 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき、次の事項を諮問いたします。

- 1 平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)の中間見直しについて
- 2 平塚市環境基本計画事業計画後期(令和4年度～令和8年度)の策定について

理由

本市では、平成29年3月に策定した平塚市環境基本計画、平塚市環境基本計画事業計画前期(平成29年度～平成33年度)及び地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づき、「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまちひらつか」の実現に向けて市民・事業者・市が協働して取組を進めてきました。

平塚市環境基本計画は、環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに合わせて、おおむね5年毎に見直すこととしており、今年度は中間見直しの時期を迎えます。また、平塚市環境基本計画事業計画前期は、令和3年度が計画最終年となることから、令和4年度を始期とする新たな事業計画を策定する必要があります。

このため、気候変動や脱炭素をはじめとした地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会経済、市民意識の変化等も踏まえて平塚市環境基本計画を見直すとともに、平塚市環境基本計画事業計画後期を策定することとしました。

このような状況を踏まえ、平塚市環境基本計画の中間見直し、平塚市環境基本計画事業計画後期の策定について、貴審議会の御意見をいただきたく諮問いたします。

以上

(事務担当は環境政策課環境政策担当)

【答申】

令和4年（2022年）2月21日

平塚市長 落合 克宏 様

平塚市環境審議会
会長 室田 憲一

令和3年7月2日付3平環政第155号にて、平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき諮問のありました平塚市環境基本計画の中間見直し等について、次のとおり答申します。

答 申

本市では、平成29年3月に策定した平塚市環境基本計画（平成29年～平成38年）に基づき、これまで5年間にわたり、めざすべき環境像として「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」を掲げ、環境の保全や創造の取組が着実に進められてきました。

この期間で、本市を取り巻く状況は、環境問題をはじめとして大きく変化しています。国内においては、地球温暖化にかかわる変化として、異常気象への対策や国による脱炭素社会を目指した2050年カーボンニュートラル宣言などがありました。また、SDGsが国際社会共通の目標として、持続可能な社会の実現が目指されました。

中間見直し案は、これらの動向なども踏まえて、広範に亘る環境の問題に対して、時宜を得た内容となっています。しかしながら、海洋プラスチックごみや今後新たに顕在化する課題に対しても、以下の事項を踏まえ、各施策の推進、展開されるようお願いします。

1 社会情勢等を踏まえた対応について

見直し後においても、SDGsなど国際的な動向や環境にかかわる法令等の改正に確実に対応すること。また、海洋プラスチックごみ問題の例から、今後、広く普及した製品や物質が新たな環境問題として、顕在化する可能性がある。このような場合にも新たな課題として対応すること。

2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の推進について

中間見直し案では、市域における二酸化炭素排出削減目標が見直されました。削減目標の達成に向け、市として脱炭素に向けた取組を率先して進めていくことはもちろんのこと、市民一人一人が排出削減のための行動ができるよう、周知・啓発を行い、市全体での取組も推進すること。

3 環境の保全と生物多様性の保全について

本市は、山・川・海があり、恵まれた地域として、豊かな自然が形成されている。それぞれは一連として繋がることから、一体として捉えた保全、管理をすること。

また、官民連携により、市内の植物や昆虫など6分野の生物調査が行われたが、今後も、貴重な生態系を保全するとともに、自然環境の豊かさを伝えるため啓発活動をすること。

4 環境教育等の学べる機会の創出について

環境教室や環境イベントなど、時勢に合わせた実施方法を市民団体や関連組織と連携し、自然の中で「見て、触って、感じる」ことができる機会の創出や子どもたちが自発的に行動できるようにするための環境教育の継続的な実施に向け工夫すること。

5 循環型社会の実現に向けた取組の推進について

本市は、平塚市一般廃棄物処理基本計画を改定したことから、プラごみの削減や食品ロスの削減など、生活習慣や商習慣における5Rを定着させ、取組を市域全体に広げていくこと。また、法令等の改正にも確実に対応すること。

6 計画の進行管理について

計画の進行管理については、PDCAサイクルにより行われることが規定されているが、本市の実態が、市民により伝わるよう、実績を数値化するなど、分かりやすく的確な評価の方法について検討すること。

以上

3 用語解説

【あ行】

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）によって1988年に設立され、数年おきに発行される評価報告書

（Assessment Report）は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。

一酸化炭素（CO）

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺（まひ）させたり、貧血症を起こしたりする。

SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月に、アメリカ・ニューヨーク国連本部で開催された、国連サミットにおいて、2030年までの国際目標（持続可能な開発のための2030アジェンダ）として採択された、17の開発目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ

化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの全体排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、収支が実質ゼロとなる状態のこと。

環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境事業センター

2013年10月に稼働した高効率ごみ焼却施設のこと。一般廃棄物の焼却熱を回収し高効率発電、余熱を施設内の給湯及び余熱利用施設の暖房、給湯に利用している。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動適応法

気候変動により、影響を及ぼすおそれのある被害に対し、回避、軽減できるよう適応の推進を目的に、2018年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気

候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

GAP（農業生産工程管理）

GAP（Good Agricultural Practice）は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

京都議定書

1997年に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択され、2005年に発効した。2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、2008～2012年の間に温室効果ガスを1990年比で6%削減することが求められた。排出枠（カーボンクレジット、炭素クレジット）を取引する仕組み（京都メカニズム）が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることでもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

クリーンエネルギー自動車

ガソリンや軽油といった石油系の燃料を他の燃料（天然ガス、メタノール、水素など）

や電気に替え、有害な排ガスを減らした自動車。二酸化炭素の排出も削減される。

COOL CHOICE（クールチョイス）

国が進める国民運動で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す取組のこと。

5R

本計画でいう「5R」は、「平塚市一般廃棄物処理基本計画」と同様に、Refuse（リフューズ、不要なものを断る）、Reduce（リデュース、必要なもの、断れないものを減らす）、Reuse（リユース、繰り返し使う）、Recycle（リサイクル、資源化する）、Renewable（リニューアブル、再生可能資源に切り替える）の5つのRを指している。

光化学オキシダント（Ox）

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートの光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に強い太陽の紫外線が当たって、化学変化を起こして生ずるスモッグ。健康に影響を及ぼすことがある。その発生は気象条件に強く左右され、晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすい。

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きよ（大部分が暗きよ）で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

小型焼却炉

一般的には処理能力が1時間あたり200kg未満の焼却炉のこと。

コージェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーも供給する仕組み。熱利用効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ないなどの特徴がある。

戸別収集

現在使用している道路上などの集積所を廃止し、戸建住宅の場合は各戸ごとに、集合住宅の場合は居住者専用のごみ集積所ごとに収集する方法。

ごみ学級

本市が実施している小学校4年生を対象とした授業。環境事業センターで行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時

に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

市民農園

都市の住民がレクリエーションなどの営利以外の目的で、野菜や花を育てるための小面積の農地のこと。

循環型社会

資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会。

浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系

(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

Z E H

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

Z E B

ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指す建物のこと。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」[2000年1月15日施行]により、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやす

い。また、常温では安定しているが、高温(800℃以上)ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。

脱炭素社会

地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を最大限抑制するとともに、森林などによる吸収によって、実質的に排出量がゼロとなる社会のこと。

炭化水素 (HC)

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっている。

地下水汚染

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等28項目が定められている。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(温対法)

1998年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定められました。2016年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。また、2021年の一部改正案では、カーボンニュートラルを法律の基本理念として明記するとともに、区域内の再エネの取組などが盛り込まれ、成立した。

窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素と二酸化窒素であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分が一酸化窒素であり、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。窒素酸化物は、人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

適応策

気候変動の影響により、すでにその影響が顕在化し、今後さらに深刻化する可能性があるおそれのあるものに対して、被害の回避や軽減をするための対策のこと。温室効果ガスの排出を削減するための対策（緩和策）と、地球温暖化防止対策の両輪となる対策のこと。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等29項目が定められている。

【な行】

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄酸化物の一種。硫黄酸化物は、工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO_xと略称され、二酸化硫黄の他、三酸化硫黄、硫酸ミストなどが含まれる。二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」[1968年]では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

二酸化窒素（NO₂）

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化

窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

熱中症警戒アラート

「熱中症警戒アラート」とは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、熱中症予防行動を効果的に促すための情報のこと。

燃料電池

水素と空気中の酸素との化学反応で電力を取り出す仕組み。原理的には、水素と酸素から水が生成され、有害物が排出されない。

【は行】

バイオマス

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料をBDF（バイオディーゼル燃料）という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃

アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。（「廃棄物処理法第2条」）廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

ハザードマップ

本計画でいう「ハザードマップ」は、「洪水ハザードマップ」、「内水ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」、「高潮ハザードマップ」、「ため池ハザードマップ」を指している。

パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

P R T R（環境汚染物質排出・移動登録：Pollutant Release and Transfer Register）

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出る

とともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは1996年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では1999年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が公布された。

2001年4月から、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、2002年4月からは都道府県を經由し、国への届出義務が生じている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

ヒートポンプ

熱媒体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。冷熱を得るほぼ唯一の手段であることに加え、温熱を得るにも効率が高いなどの特徴があり、冷凍冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ式給湯器等に用いられる。

ひらつか CO2CO2 プラン

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」の一つである二酸化炭素の排出を、普段の生活の中で減らすために、本市が提案する市民行動プラン。

平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、本市のシンボルとして親しまれてきた代表的な景観。「平塚砂丘の夕映え」「金目川と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降りの滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七国峠・遠藤原」の八つがある。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。

プラスチック使用製品廃棄物

使用済プラスチック製品が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第2条第1項に規定される廃棄物となったものをいう。同法において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を指している。

フラップゲート（逆流防止弁）

水門や樋門の通水部に設けられる扉体（ゲート）の形式のひとつであり、ゲートの陸側からの水の圧力が増加すると開き、圧力が低下すると自動的に閉鎖する構造となっている。

浮遊粒子状物質

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が10 μ m以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

【ま行】

水辺の楽校

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

【や行】

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、1996年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の23物質が定められている。

【わ行】

わかば環境ISO

園児、児童、生徒及び教職員等が、環境にやさしい教育活動の方針を掲げ、それぞれの役割分担や取り組むメニュー等を決め、環境ISOの基本であるP（PLAN＝計画）、D（DO＝実行）、C（CHECK＝記録・確認）、A（ACT＝見直し）を実践する本市独

自の制度。自分と身近な人々、自分を取り巻く社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、環境の大切さを知るとともに自らの生活を振り返ることで、環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目指している。



市民の鳥「しらさぎ」



市民の木「くすのき」



市民の花「なでしこ」

平塚市環境基本計画

(2017年～2026年)

中間見直し

2022年3月策定

平塚市環境部環境政策課

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

電話：0463-23-1111（代表） 内線 2266/2238

メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp
